

令和元年度版

監査年報

静岡県監査委員

年度の表示について

本書では、平成31年4月1日～令和2年3月31日の年度について、「令和元年度」と表示しています。

はじめに

静岡県監査委員は、県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務及び経営に係る事業等が公正かつ効率的に執行され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて、県民の視点から監査を実施しています。

本書は、令和元年度に実施した定期監査、随時監査、行政監査、決算審査、住民監査請求に基づく監査などの実施状況や結果をまとめたものです。

本書が県民の皆さまや関係各位にとりまして、監査に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和2年8月

静岡県監査委員	青木	清高
静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	鳥澤	由克
静岡県監査委員	田口	章

目 次

第1 令和元年度監査の概要	
1 令和元年度の監査の基本方針	1
2 令和元年度の監査等の種類及び実施状況	2
3 監査委員の状況	8
4 令和元年度の監査委員事務局の組織	9
第2 令和元年度の監査結果	
1 令和元年度の監査実施状況	10
(1) 令和元年度の指摘等の状況一覧	
2 定期監査	14
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
3 随時監査	20
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
4 行政監査	23
5 財政的援助団体等の監査	24
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
6 決算審査及び基金運用状況審査	29
(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況	
(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況	
(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況	
7 健全化判断比率等審査	34
(1) 健全化判断比率審査の実施状況	
(2) 資金不足比率審査の実施状況	
8 例月出納検査	37
9 住民監査請求に基づく監査	38
10 令和元年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）	40
(1) 定期監査	
(2) 随時監査	
第3 年度別の指摘等の状況一覧	54
第4 監査業務のアウトソーシング	
1 令和元年度の監査実施状況	58
2 令和元年度の指摘等の状況	58

第5	外部監査	
1	外部監査制度の概要	59
2	監査実施状況	60
3	監査結果	61
4	年度別の実施状況	62
第6	監査の情報提供	63
資料	監査結果の「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」とは	64

第1 令和元年度監査の概要

1 令和元年度の監査の基本方針

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

今後、監査制度の充実強化に係る令和2年4月からの改正地方自治法の施行を意識して、監査に取り組む。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 最少の経費で最大の効果を挙げるため、経済性、効率性及び有効性に着眼した監査を実施する。
- (3) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に監査する。
- (4) 県の内部統制機関との情報共有や監査対象機関への指導の徹底を図るなど、再発防止に繋がる効果的な監査を実施する。
- (5) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。
- (6) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (7) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

2 令和元年度の監査等の種類及び実施状況

令和元年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

<監査等の種類>

監査等の種類		関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
定期監査	財務会計 監査	法第199条 第1、4項	予算の執行に関し、その会計経理を通じて、財務の適法性や、経済性、効率性及び有効性に着眼した監査を実施します。 特に、予算執行とその会計事務等が適正かつ効率的に行われているか、財産管理が適正に行われているかなどに配慮します。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
	工事技術 監査		工事の執行に関し、設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、また、工事が正確かつ適法に執行されているかを監査します。	
	公営企業の経営に係る事業の管理 監査		事業の経営に関し、その実績と成果を通じて、事業が最少の経費で最大の効果をあげているかなど、経営の合理性・効率性を重点に監査します。 また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。	
随時監査	財務会計 監査	法第199条 第1、5項	監査の効果を高めるため、定期監査において抽出されなかった事項について実施します。実施方法・時期は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（事務事業監査については、政令で定めるものを除く。）
	工事技術 監査			
	事務事業 監査	法第199条 第2項		
行政監査 (定期監査の中で行う事務事業監査、テーマ別監査)		法第199条 第2項	県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうかを主眼として実施します。実施方法等は、定期監査と同時に実施する場合は、定期監査に準ずるものとしします。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）
財政的援助団体等の監査		法第199条 第7項	財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、補助等の効果はあがっているのかを主眼として実施します。 また、公の施設の指定管理者に対しては、事業の執行、資金の出納が適正に行われているかを主眼として実施します。	県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体

(注) 法：地方自治法

記載の条項は令和2年4月1日現在で施行されている条項です。

実施時期・頻度	実施実績	令和元（平成31）年												令和2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎会計年度1回以上 期日を定めて実施	監査対象467箇所 ・予備監査 （職員、 公認会計士） ・本監査 （監査委員） ・監査結果報告、 公表 （注）以下、定期 監査以外の監査の 実施体制は、おお むね定期監査に準 じる。															
必要があると認め るとき。	監査対象9箇所															
必要があると認め るとき。	監査対象8箇所															
必要があると認め るとき。	監査対象5箇所															
必要があると認め るとき。（通常は、定期 監査の中の事務事業監 査として実施）	監査対象467箇所															
必要があると認め るとき。	監査対象42団体															

<監査等の種類>

監査等の種類	関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
決算審査	法第233条第2項、公企第30条第2項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されたか、また、事務事業の目的が達成されたかを主眼として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計決算 公営企業会計決算
基金運用状況審査	法第241条第5項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、基金の運用状況が適正かつ効率的に行われたかを主眼として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 県立美術博物館建設基金
健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項、第22条第1項	健全化法に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。 (1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか (4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か	普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など
例月出納検査	法第235条の2第1項	会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握することを主眼として実施します。	普通会計、公営企業会計、歳入歳出外現金及び基金
住民監査請求に基づく監査	法第242条第5項	県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。	県の公金支出などの財務会計行為
要求監査等	法第75条第1、3項、第98条第2項、第199条第6、7項、第243条の2の2第3項	地方自治法に基づく監査請求・要求があった場合に監査を実施します。 ①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第1、3項） ②議会の請求監査（同法第98条第2項） ③知事の要求監査（同法第199条第6、7項） ④職員賠償責任の要求監査（同法第243条の2の2第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（議会の請求監査では政令で定めるものを除く。） 財政的援助団体等（知事の要求監査のみ。）

(注) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律
記載の条項は令和2年4月1日現在で施行されている条項です。

実施時期・頻度	実施実績	令和元（平成31）年												令和2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/22 審査依頼 ・8/30 監査委員協議会 ・9/9 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出														
毎会計年度、決算審査と同時期	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/22 審査依頼 ・8/30 監査委員協議会 ・9/9 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出														
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告 ・8/16 審査依頼 ・8/30 監査委員協議会 ・9/9 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出														
月ごとに定められた例日	毎月25日から月末までに実施 ・予備検査（職員、公認会計士） ・例月出納検査（監査委員） ・検査結果報告（議会、知事）	←-----→ 例月出納検査 （毎月25日から月末まで）														
住民から請求があったとき。	監査の実施は60日以内 令和元年度に2件の請求があり、1件については監査を実施し、もう1件の請求は却下した	←-----→ 請求 結果の通知、公表														
請求や要求があったとき。	令和元年度は実績なし															

< 監査等の種類 >

監査等の種類		関係法令 (注1)	実施方法等	監査対象（機関等）
外部監査 （経営管理部所管）	包括外部 監査	法第252条 の27以下	<p>監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。</p> <p>毎会計年度、特定のテーマを決めて行われます。</p> <p>なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況を取りまとめる事務等は、経営管理部の所管となっています。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所及び財政的援助団体等</p>
	個別外部 監査		<p>特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行われます。</p>	

< 参考 > 上記のほか、次の活動も行っています。

区分	関係法令 (注1)	実施方法等
監査委員協議会	<p>法第199条 第12項</p> <p>法第233条 第4項、公企 第30条第5 項、健全化法 第3条第2 項、第22条 第3項</p> <p>法第242条 第11項</p>	<p>監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。</p>
監査結果の 報告と公表	法第199条 第9項	<p>監査結果について、県議会や知事等に報告し、県公報で公表しています。</p>
監査結果に 対する監査対 象機関の措置 状況の公表	法第199条 第14項	<p>監査の結果に基づき、監査対象機関が講じた措置の内容を、県公報で公表しています。</p>
監査情報の提供	—	<p>監査方針、監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。</p>

（注1）法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律
記載の条項は令和2年4月1日現在で施行されている条項です。

実施時期・頻度	実施実績	令和元（平成31）年										令和2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎年	<ul style="list-style-type: none"> 次年度包括外部監査契約締結の際の意見 監査補助者の協議、告示 外部監査人への協力 監査結果の公表 前年度監査結果等に対する措置状況の公表 	5～8月 補助者の協議、告示 9月 前年度監査結果等に対する措置状況の公表										1月	3月	
請求や要求があったとき。	令和元年度は実績なし													

（注2） 契約締結事務については、経営管理部にて行っています。

実施時期・頻度	実施実績	令和元（平成31）年										令和2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
監査の結果に関する報告の決定のとき。	年5回			6月				9月		11月		2月3月		
決算審査・基金運用状況審査意見の決定のとき。	（決算等審査） 8月	8月												
健全化判断比率等審査意見の決定のとき。	（健全化判断比率等審査） 8月													
住民監査請求の結果の決定のとき。	7月	7月												
監査委員協議会終了後	年5回	6月(7月) (注3) → 9月(10月) → 12月 → 3月(2回)												
監査対象機関から講じた措置の内容について通知があった後	年6回	4月 (注4)	7月 8月 (注5)				11月				3月(2回)			
		令和2年3月に報告された監査結果に基づく措置状況は、翌年度に公表												
—	[ホームページ掲載] 随時	← 年間随時 →												
—	[監査年報の発行] 9月	9月												

（注3）（ ）は監査結果の報告と公表の月が異なる場合の公表された月です。

（注4） 平成30年12月に報告された監査結果に基づく措置状況の公表です。

（注5） 平成31年2月及び3月に報告された監査結果に基づく措置状況の公表です。

3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

令和元年度に關係する監査委員は、次のとおりです。

選任区分	勤務区分	氏名	任期	備考
識見	常勤 (代表)	青木 清高	H24.11.1~R2.10.31 (再任H28.11.1~)	代表就任 H28.4.1~
識見	常勤	城塚 浩	H28.4.1~R2.3.31	
議員	非常勤	鈴木 洋佑	H30.5.18~H31.4.29	終期は議員の任期による
議員	非常勤	池谷 晴一	H30.5.18~H31.4.16	終期は町長選挙への立候補に伴う議員辞職による
議員	非常勤	和田 篤夫	R元.5.20~R2.5.19	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	曳田 卓	R元.5.20~R2.5.19	終期は委員の辞職による

(参考)

1 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

2 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

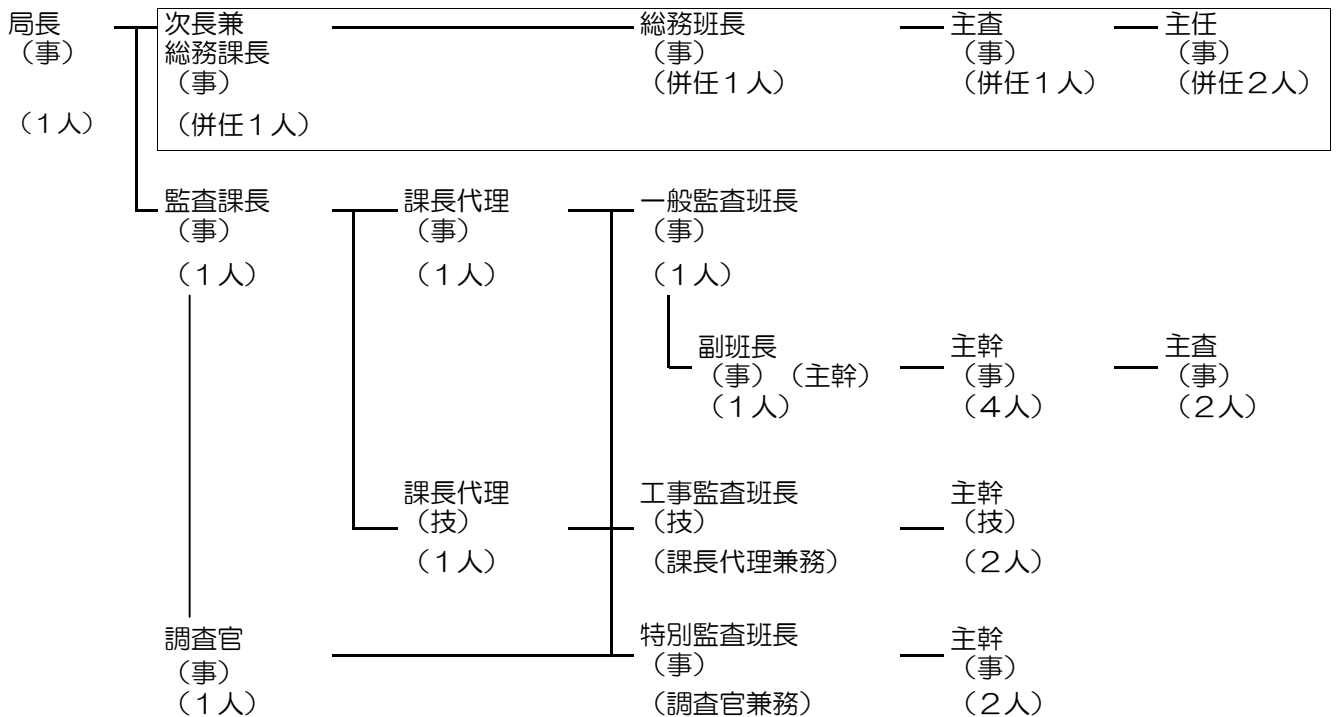
(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

4 令和元年度の監査委員事務局の組織

(1) 事務局の組織図

[条例定数25名、現員22名(うち併任5人)]



※非常勤職員1人

(2) 事務分掌

ア 総務課

- ・ 監査委員の庶務に関すること
- ・ 監査委員の告示、訓令等に関すること
- ・ 事務局職員の人事及び研修に関すること
- ・ 事務局職員の給与に関すること
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること
- ・ 予算の経理その他の会計事務に関すること
- ・ 公印に関すること
- ・ 文書の收受、発送及び保存管理に関すること
- ・ 物品の出納管理に関すること
- ・ 局内の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること

イ 監査課

- ・ 定期監査に関すること
- ・ 随時監査に関すること
- ・ 行政監査に関すること
- ・ 財政的援助団体等の監査に関すること
- ・ 決算及び基金運用状況審査に関すること
- ・ 健全化判断比率等の審査に関すること
- ・ 例月出納検査に関すること
- ・ 住民監査請求に関すること
- ・ その他監査委員の行う監査、審査等に関すること

第2 令和元年度の監査結果

1 令和元年度の監査実施状況

監査委員による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
定期監査	本 庁 215箇所 出先機関 252箇所 合 計 467箇所 (すべての機関実施)	本 庁 平成30年度 出先機関 平成30年度及び 令和元年度期 中	14
随時監査	財務会計監査 9箇所 うち抜き打ち分 9箇所 工事技術監査 8箇所 事務事業監査 5箇所 合 計 22箇所	平成30年度及び令和元 年度期中	20
行政監査 (定期監査の 中で行われ た事務事業 監査)	本 庁 215箇所 出先機関 252箇所 合 計 467箇所 (すべての機関実施)	本 庁 平成30年度 出先機関 平成30年度及び 令和元年度期 中	23
財政的援助 団体等の監 査	42団体	平成30年度	24
決算審査	普通会計(一般・特別) 公営企業会計	平成30年度	29~33
基金運用状 況審査	県立美術博物館建設基金	平成30年度	33
健全化判断 比率等審査	普通会計、公営企業会計、出資法人 の会計など	平成30年度	34
例月出納検 査	普通会計(一般・特別) 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	37
住民監査請 求に基づく 監査	令和元年度 請求受理1件		38

外部監査人による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	テーマ	監査対象期間	掲載ページ
包括外部監査	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	平成30年度（原則）	59

(1) 令和元年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				指導			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	248	71	112	2	3	8	13	4	8	10	22	28	15	19	62
	企業局	5	2	4			1	1		1	1	2		1		1
	がんセンター局	1	1	1				0			1	1				0
	議会事務局	5	0	0				0				0				0
	各種委員会事務局	9	0	0				0				0				0
	教育委員会事務局、教育機関	125	51	66			5	5	1	3	21	25	11	3	19	33
	警察本部、警察署	74	13	15			1	1	1		2	3	3	1	7	11
	小計	467	138	198	2	3	15	20	6	12	35	53	42	20	45	107
随時監査		22	7	7			3	3		1		1		3		3
行政監査（注2）		0	0	0				0				0				0
財政的援助団体等		42	8	14				0	2			2	11			11
計（A）		531	153	219	2	3	18	23	8	13	35	56	53	23	45	121
平成30年度 監査実績（B）		536	177	255	1	6	19	26	10	10	36	56	59	38	47	144
増減 （A-B）		△ 5	△ 24	△ 36	1	△ 3	△ 1	△ 3	△ 2	3	△ 1	0	△ 6	△ 15	△ 2	△ 23

（注）

- 1 指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、資料（64ページ）を参照してください。
- 2 行政監査のうち、定期監査の中で行われた事務事業監査の結果については、定期監査の事務事業の指摘等件数として計上しています。また、テーマを特定して行ったものではありません。

意見				指導（検討）				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
		15	15				0	34	26	52	112
			0				0	0	2	2	4
			0				0	0	0	1	1
			0				0	0	0	0	0
			0				0	0	0	0	0
		3	3				0	12	6	48	66
			0				0	4	1	10	15
0	0	18	18	0	0	0	0	50	35	113	198
			0				0	0	4	3	7
			0				0	0	0	0	0
			0	1			1	14	0	0	14
0	0	18	18	1	0	0	1	64	39	116	219
0	0	21	21	1	1	6	8	71	55	129	255
0	0	△3	△3	0	△1	△6	△7	△7	△16	△13	△36

（知事部局の内訳）

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分（件数）			
		指摘～指導（検討）計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	1	2		1	3
危機管理部	3	1	1	1	3
経営管理部	8	4		4	8
くらし・環境部	4	1		3	4
文化・観光部	4	1		4	5
健康福祉部	11	6		10	16
経済産業部	18	5	8	16	29
交通基盤部	21	14	17	12	43
出納局	1			1	1
計（C）	71	34	26	52	112
平成30年度 監査実績（D）	81	41	38	56	135
増減 （C-D）	△10	△7	△12	△4	△23

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（467箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和元年度						平成30年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (B)	書面 委託		書面 委託
知事部局	142	[55]	106	(51) [58]	248	(51) [113]	142	[89]	107	(50) [46]	249	(50) [135]	Δ 1	(1) [Δ 22]
企業局	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	3	[3]	2	(1) [2]	5	(1) [5]	0	(0) [Δ 1]
がん センター局	1	[1]			1	(0) [1]	1	[1]			1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5				5	(0) [0]	5	[5]			5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]
各種委員会 事務局	9	[4]			9	(0) [4]	9	[7]			9	(0) [7]	0	(0) [Δ 3]
教育委員会 事務局、 教育機関	9	[9]	116	(87) [47]	125	(87) [56]	10		117	(96) [73]	127	(96) [73]	Δ 2	(Δ9) [Δ 17]
警察本部、 警察署	46	[46]	28	(21) [15]	74	(21) [61]	46		27	(19) [12]	73	(19) [12]	1	(2) [49]
計	215	(0) [118]	252	(160) [121]	467	(160) [239]	216	(0) [105]	253	(166) [133]	469	(166) [238]	Δ 2	(Δ6) [1]

（注）「書面」は書面監査実施箇所数（ ）書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数（ []書きで内数）。なお、アウトソーシングについては、58ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和元年度								平成30年度								増減 (A-B)	
	本庁	出先機関						計 (A)	本庁	出先機関						計 (B)		
		書面 委託	かい	書面 委託	その 他	書面 委託	計 (A)			書面 委託	かい	書面 委託	その 他	書面 委託	計 (B)		書面 委託	
知事直轄 組織	7		2	(1) [1]			9	(1) [1]	8		2	(1) [1]			10	(1) [9]	Δ 1	(0) [Δ 8]
危機管理部	6		2	(1)			8	(1) [0]	6		6	(5) [4]	1	(1)	13	(6) [10]	Δ 5	(Δ5) [Δ 10]
経営管理部	14		12	(6) [6]	1		27	(6) [7]	14		8	(6) [3]			22	(6) [17]	5	(0) [Δ 10]
くらし・ 環境部	16		4	(3) [2]	4	(2) [2]	24	(5) [20]	15		4	(2) [2]	4	(3) [2]	23	(5) [4]	1	(0) [16]
文化・ 観光部	17		4	(3) [3]			21	(3) [20]	16		4	(3)			20	(3) [0]	1	(0) [20]
健康福祉部	18		16	(8) [7]	18	(4) [13]	52	(12) [38]	18		17	(8) [9]	18	(1) [5]	53	(9) [14]	Δ 1	(3) [24]
経済産業部	31		26	(17) [13]	5	(4) [3]	62	(21) [16]	32		26	(17) [13]	5	(2) [2]	63	(19) [47]	Δ 1	(2) [Δ 31]
交通基盤部	29		12	(2) [7]			41	(2) [7]	29		12	(1) [5]			41	(1) [34]	0	(1) [Δ 27]
出納局	4						4	(0) [4]	4						4	(0) [0]	0	(0) [4]
企業局	3		2	(1) [1]			5	(1) [4]	3		2	(1) [2]			5	(1) [5]	0	(0) [Δ 1]
がん センター局	1						1	(0) [1]	1						1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5						5	(0) [0]	5						5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]
各種委員会 事務局	9						9	(0) [4]	9						9	(0) [7]	0	(0) [Δ 3]
教育委員会 事務局、 教育機関	9		116	(87) [47]			125	(87) [56]	10		117	(96) [73]			127	(96) [73]	Δ 2	(Δ9) [Δ 17]
警察本部、 警察署	46		28	(21) [15]			74	(21) [61]	46		27	(19) [12]			73	(19) [12]	1	(2) [49]
計	215	(0) [118]	224	(150) [102]	28	(10) [19]	467	(160) [239]	216	(0) [105]	225	(159) [124]	28	(7) [9]	469	(166) [238]	Δ 2	(Δ6) [1]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数()書きで内数。なお、アウトソーシングについては、58ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に附設された機関で、健康福祉センターに附設される「保健所」などの出先機関を指します。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	467箇所
指摘等の箇所数	138箇所 (29.6%)

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに附設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)					計
	指摘	注意	指導	意見	指導 (検討)	
財務会計	2	6	42			50
工事技術	3	12	20			35
事務事業	15	35	45	18		113
計	20	53	107	18		198

(注) 「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導 (検討)」の区分は、資料 (64ページ) を参照してください。

なお、単純かつ影響の少ないミス等について出される「指導」、「指導 (検討)」は、件数のみ公表しています。

イ 指摘等の内容

(ア) 指摘 (20 件)

a 財務会計 (2 件)

(a) 支出関係 (1 件)

- 政令市への「地震・津波対策促進費交付金」交付額の算定誤り (道路企画課)

(b) 契約関係 (1 件)

- 委託業務報告書の未徴収 (同様事案の再発) (熱海土木事務所)

b 工事技術 (3 件)

- 建設工事現場における第三者事故等の多発 (西部農林事務所)
- 建設工事現場等における第三者事故等の多発 (沼津土木事務所)
- 建設工事現場等における第三者事故等の多発 (袋井土木事務所)

c 事務事業 (15 件)

- 窃盗事件の発生 (文化政策課)
- 交通加害事故 (人身事故等) の多発 (東部健康福祉センター)
- 公然わいせつ事件の発生 (西部健康福祉センター)
- 交通違反 (著しい速度超過) の発生及び報告懈怠 (健康福祉部、機関名非公表)
- 交通違反 (著しい速度超過) の発生 (西部農林事務所)
- 窃盗事件の発生 (砂防課)
- 交通加害事故 (人身事故等) の多発 (沼津土木事務所)
- 交通違反 (著しい速度超過) の発生 (会計課)
- 交通加害事故 (人身事故等) の多発 (企業局西部事務所)
- 自家用車の不適切な公務使用による加害事故の発生 (掛川東高等学校)

- 生徒の個人情報紛失（同一年度連続発生）（袋井商業高等学校）
- 交通加害事故（人身事故等）の多発（富士特別支援学校）
- 教員の不適切な行為による生徒負傷事案の発生（東部の県立高等学校、校名は非公表）
- わいせつ行為の発生（西部の県立高等学校、校名は非公表）
- 公安委員会の意思決定のない駐車禁止標識の設置（交通規制課）

(1) 注意（53件）

a 財務会計（6件）

(a) 収入関係（1件）

- 窓口収納における不明金の発生（静岡財務事務所）

(b) 契約関係（1件）

- 収入印紙の貼付額誤り（ふじのくに地球環境史ミュージアム）

(c) 財産関係（4件）

- トレーニング設備の不適切な管理（浜松財務事務所）
- 車検切れ公用車の使用（御前崎港管理事務所）
- 不適切な管理による郵券類（レターパック）の亡失（清流館高等学校）
- 拾得物の不適切な保管（沼津警察署）

b 工事技術（12件）

- 建設工事現場における第三者事故等の多発（東部農林事務所）
- 建設工事現場における工事関係者事故の多発（中部農林事務所）
- 建設工事現場における第三者事故等の多発（志太榛原農林事務所）
- 建設工事現場等における第三者事故の多発（中遠農林事務所）
- 建設工事現場における第三者事故の多発（静岡土木事務所）
- 建設工事の不適切な工事計画（島田土木事務所）
- 建設工事の不適切な積算及び変更契約事務（島田土木事務所）
- 建設工事現場における第三者事故等の多発（浜松土木事務所）
- 建設工事の不適切な設計変更事務及び監督業務（企業局東部事務所）
- 建設工事の不適切な設計（下田高等学校）
- 建設工事の不適切な施工（松崎高等学校）
- 建設工事の不適切な施工（静岡商業高等学校）

c 事務事業（35件）

- 非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り（東京事務所）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（沼津財務事務所）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（磐田財務事務所）
- 電気工事士免状交付申請書の紛失（商工振興課）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（工業技術研究所）
- 交通加害事故の多発（東部農林事務所）
- 権限移譲事務交付金に係る事務処理件数の認定漏れ（公共用地課）
- 建築物の定期検査報告に係る不適切な事務（島田土木事務所）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（袋井土木事務所）

- 非常勤職員の年次有給休暇に係る時間単位付与の誤り（焼津漁港管理事務所）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（企業局東部事務所）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（がんセンター局）
- 非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り（下田高等学校）
- 環境整備作業における通行車両損傷事故の発生（伊豆総合高等学校）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（御殿場高等学校）
- 特殊勤務手当の不正受給（裾野高等学校）
- 現金の不適切な管理（静岡農業高等学校）
- 交通加害事故（人身事故）の発生（藤枝東高等学校）
- 特殊勤務手当の不正受給（金谷高等学校）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（横須賀高等学校）
- 交通加害事故（人身事故）の発生（小笠高等学校）
- 大学受験用の調査書の誤作成（浜松西高等学校）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（浜松江之島高等学校）
- 交通加害事故（人身事故）の発生（浜松商業高等学校）
- 教員による生徒への体罰行為の発生（浜松湖北高等学校）
- 交通加害事故（人身事故）の発生（沼津聴覚特別支援学校）
- 交通違反（著しい速度超過）の発生（沼津特別支援学校）
- 交通加害事故（人身事故）の発生（静岡北特別支援学校）
- 交通加害事故（人身事故）の発生（藤枝特別支援学校）
- 交通加害事故（人身事故）の発生（掛川特別支援学校）
- 交通加害事故（人身事故）の発生（浜松特別支援学校）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（中央特別支援学校）
- 交通加害事故（人身事故）の発生（西部特別支援学校）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（富士警察署）
- 交通加害事故（人身事故等）の発生（磐田警察署）

(ウ) 意見（18件）

a 事務事業（18件）

- 第4次地震被害想定及び静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の取組と周知（危機政策課）
- 新たな文書管理制度の検討（法務文書課）
- 消費者教育の推進（県民生活課）
- 「やさしい日本語」の普及推進（多文化共生課）
- 静岡県耐震改修促進計画の推進（建築安全推進課）
- オリンピック文化プログラムの推進（文化政策課）
- 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等の推進（スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進課）
- 保育士確保対策の推進（こども未来課）

- 県民への安全で安心できる食品の提供の実現（衛生課）
- E V ・自動運転化等技術革新への対応（新産業集積課）
- 茶産地の構造改革の推進（お茶振興課）
- 建設工事の安全対策の推進（工事検査課）
- 伊豆地域等の景観形成の推進（屋外広告物対策）（景観まちづくり課）
- 建設産業における働き方改革と担い手確保対策の推進（建設業課）
- 河川災害における総合的な対策の推進（河川企画課、土木防災課）
- 教職員の不祥事根絶への取組（教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）
- I C Tを活用した教育の推進（教育政策課）
- 「本県が目指す運動部活動」の推進（健康体育課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和元年度に指摘等（198件）を行った138機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（20件）を行った18機関の改善措置状況は、40ページから50ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

3 随時監査

(1) 監査実施状況

随時監査は、必要があると認めるとき随時に実施されるものです。

<財務会計監査>

出先機関について、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで9箇所を実施しました。

<工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査や、重大事故や工事事故の多発する監査対象機関を対象に安全管理の実施状況の監査を行い、8箇所を実施しました。

<事務事業監査>

本庁所管課や出先機関に生じた課題への対策の実効性や有効性について、速やかな監査の実施が必要と認められるときに実施するもので、5箇所を実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和元年度 (A)				平成30年度 (B)				増減 (A-B)			
	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
知事部局	(3) 3	(6) 8		(9) 11	(1) 1	(3) 5	(4) 4	(8) 10	(2) 2	(3) 3	(△4) △4	(1) 1
企業局												
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(3) 3		(4) 4	(7) 7	(1) 1		(7) 7	(8) 8	(2) 2		(△3) △3	(△1) △1
警察本部、警察署	(3) 3		(1) 1	(4) 4	(1) 1		(3) 3	(4) 4	(2) 2		(△2) △2	(0) 0
計	(9) 9	(6) 8	(5) 5	(20) 22	(3) 3	(3) 5	(14) 14	(20) 22	(6) 6	(3) 3	(△9) △9	(0) 0

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和元年度 (A)				平成30年度 (B)				増減 (A-B)			
	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄 組織												
危機管理部												
経営管理部	(2) 2			(2) 2			(2) 2	(2) 2	(2) 2		(△2) △ 2	(0) 0
くらし・ 環境部		(0) 1		(0) 1						(0) 1		(0) 1
文化・ 観光部					(1) 1			(1) 1	(△1) △ 1			(△1) △ 1
健康福祉部						(0) 1		(0) 1		(0) △ 1		(0) △ 1
経済産業部	(1) 1	(0) 1		(1) 2					(1) 1	(0) 1		(1) 2
交通基盤部		(6) 6		(6) 6		(3) 4	(2) 2	(5) 6		(3) 2	(△2) △ 2	(1) 0
出納局												
企業局												
がん センター局												
議会事務局												
各種委員会 事務局												
教育委員会 事務局、 教育機関	(3) 3		(4) 4	(7) 7	(1) 1		(7) 7	(8) 8	(2) 2		(△3) △ 3	(△1) △ 1
警察本部、 警察署	(3) 3		(1) 1	(4) 4	(1) 1		(3) 3	(4) 4	(2) 2		(△2) △ 2	(0) 0
計	(9) 9	(6) 8	(5) 5	(20) 22	(3) 3	(3) 5	(14) 14	(20) 22	(6) 6	(3) 3	(△9) △ 9	(0) 0

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

区分	財務会計監査	工事技術監査	事務事業監査
監査実施箇所数	9箇所	8箇所	5箇所
指摘等の箇所数	0箇所	4箇所	3箇所

(イ) 件数

指摘等の区分（件数）					
指摘	注意	指導	意見	指導（検討）	計
3	1	3			7

(注)「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」の区分は、資料（64ページ）を参照してください。

イ 指摘等の内容

(ア) 指摘（3件）

- ・ わいせつ行為の発生（東部の県立高等学校、校名は非公表）
- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反行為及び盗撮行為の発生（東部の県立高等学校、校名は非公表）
- ・ 特別公務員暴行陵虐事案の発生（浜松中央警察署）

(イ) 注意（1件）

- ・ 建設工事等事故多発に対する不十分な事故防止措置（沼津土木事務所）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和元年度に指摘等（7件）を行った7機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘及び注意に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（3件）を行った3機関の改善措置状況は、51ページから53ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

4 行政監査

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうかを主眼として実施しました。

(1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う事務事業監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心に監査を実施

(イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心に監査を実施

イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

(ア) 本庁

総合計画（新ビジョン）等における「成果指標」及び「活動指標」のうち進捗率が低い指標を選定し、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

(イ) 出先機関

財務監査（委託料や物品管理等）や工事監査（事業量の多い事務所の工事から抽出）において、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

(2) テーマを特定して行うもの

令和元年度に実施したものではありません。

* 行政監査の結果は、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア指摘等の件数等 (イ) 件数」(16 ページ) の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、16～19 ページを参照してください。

5 財政的援助団体等の監査

(1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、令和元年度は42箇所について実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和元年度(A)		平成30年度(B)		増減(A-B)	
	書面	委託	書面	委託	書面	委託
出資団体	18	(18) [16]	14	(11) [12]	4	(7) [4]
補助団体	18	(18) [12]	23	(23) [18]	△ 5	(△5) [△ 6]
貸付団体					0	(0) [0]
指定管理者	6	(6) [3]	8	(8) [3]	△ 2	(△2) [0]
計	42	(42) [31]	45	(42) [33]	△ 3	(0) [△ 2]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、58ページを参照してください。
- 出資団体18箇所の内、12団体が補助団体、貸付団体又は指定管理者にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	令和元年度(A)		平成30年度(B)		増減(A-B)	
	書面 委託		書面 委託		書面 委託	
知事直轄組織			1	(1) [1]	△ 1	(△1) [△ 1]
危機管理部					0	(0) [0]
経営管理部					0	(0) [0]
くらし・環境部	3	(3) [2]	2	(2) [1]	1	(1) [1]
文化・観光部	14	(14) [11]	20	(18) [17]	△ 6	(△4) [△ 6]
健康福祉部	4	(4) [4]	6	(5) [3]	△ 2	(△1) [1]
経済産業部	13	(13) [8]	8	(8) [8]	5	(5) [0]
交通基盤部	5	(5) [4]	7	(7) [3]	△ 2	(△2) [1]
出納局					0	(0) [0]
企業局					0	(0) [0]
がんセンター局					0	(0) [0]
議会事務局					0	(0) [0]
各種委員会事務局					0	(0) [0]
教育委員会事務局、 教育機関	2	(2) [1]	1	(1)	1	(1) [1]
警察本部、警察署	1	(1) [1]			1	(1) [1]
計	42	(42) [31]	45	(42) [33]	△ 3	(0) [△ 2]

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数。

なお、アウトソーシングについては、58ページを参照してください。

ウ 監査箇所一覧

区分	団体種別	団体名	所在地	令和元年度所管課	
■出資団体			(出資率)		
	(補・指)	公益財団法人 静岡県舞台芸術センター 【静岡県舞台芸術公園】	100.0%	静岡市 文化観光・文化政策	
	(補)	公立大学法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市 文化観光・大学	
	(補)	公立大学法人 静岡文化芸術大学	100.0%	浜松市 文化観光・大学	
		特殊法人 静岡県住宅供給公社	66.7%	静岡市 暮らし環境・住まいづくり	
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市 健康福祉・医療政策	
		一般財団法人 静岡県労働福祉事業協会	99.9%	静岡市 経済産業・労働雇用政策	
	(補・貸)	公益財団法人 静岡県産業振興財団	100.0%	静岡市 経済産業・商工振興	
	(補・指)	公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構 【静岡県医療健康産業研究開発センター】	100.0%	長泉町 経済産業・新産業集積	
		公益社団法人 静岡県農業振興基金協会	49.9%	静岡市 経済産業・農業戦略	
	(補)	一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構	100.0%	沼津市 経済産業・農業戦略	
	(補)	公益社団法人 静岡県農業振興公社	50.0%	静岡市 経済産業・農業ビジネス	
	(補・貸)	その他 静岡県農業共済組合連合会	30.0%	静岡市 経済産業・農業ビジネス	
	(補)	公益財団法人 世界緑茶協会	100.0%	静岡市 経済産業・お茶振興	
		特別法人 静岡県土地開発公社	100.0%	静岡市 交通基盤・公共用地	
	(補)	特殊法人 静岡県道路公社	99.7%	静岡市 交通基盤・道路保全	
	(補)	株式会社 天竜浜名湖鉄道(株)	39.7%	浜松市 交通基盤・地域交通	
		一般財団法人 静岡県青少年会館	40.0%	静岡市 教育委員会・社会教育	
		公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター	81.0%	静岡市 警察・組織犯罪対策	
			(計 18箇所)		
■補助団体	①県の代行機関				
	(指)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会【県総合社会福祉会館】	静岡市	健康福祉・地域福祉	
		②私学経常費補助等			
	幼稚園以外	学校法人 清水国際学園		静岡市	文化観光・私学振興
		学校法人 静岡精華学園		静岡市	文化観光・私学振興
		学校法人 長嶋学園		静岡市	文化観光・私学振興
		学校法人 静岡理工科大学		静岡市	文化観光・私学振興
		学校法人 藤枝学園		藤枝市	文化観光・私学振興
		学校法人 興誠学園		浜松市	文化観光・私学振興
	幼稚園	学校法人 高洲学園		藤枝市	文化観光・私学振興

(貸)	学校法人	蒲学園	浜松市	文化観光・私学振興
	学校法人	常盤学園	焼津市	文化観光・私学振興
	学校法人	鈴木学園	三島市	文化観光・私学振興
	③定期的でない事業費補助 (*建設費補助のみ対象)			
	株式会社	富士総業株式会社	小山町	経済産業・エネルギー政策
	④その他の助成団体			
	その他	富士山静岡空港利用促進協議会	静岡市	文化観光・空港利用促進
	その他	日本赤十字社	静岡市	健康福祉・地域医療
	公益財団法人	静岡県シルバー人材センター連合会	静岡市	経済産業・労働雇用政策
	その他	静岡県信用保証協会	静岡市	経済産業・商工金融
	その他	静岡県商工会連合会	静岡市	経済産業・経営支援
	その他	第7回世界お茶まつり実行委員会	静岡市	経済産業・お茶振興
	(計 18箇所)			
■指定管理者 (補)	株式会社	(株) ヤタロー【静岡県立森林公園森の家施設】	浜松市	くらし環境・環境ふれあい
	その他	あざれあ交流会議グループ【静岡県男女共同参画センター】	静岡市	くらし環境・男女共同参画
	社会福祉法人	あしたか太陽の丘【静岡県立富士見学園】	富士市 (沼津市)	健康福祉・障害者政策
	その他	天龍造園建設グループ【遠州灘海浜公園】	浜松市	交通基盤・公園緑地
	株式会社	(株) 日産クリエイティブサービス【愛鷹広域公園】	沼津市 (横浜市)	交通基盤・公園緑地
	その他	三ヶ日フィールドパートナーズ【静岡県立三ヶ日青年の家】	浜松市	教育委員会・社会教育
	(計 6箇所)			
合 計	(計 42箇所)			

(注) 1 区分欄の()は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体、(指)：指定管理者と重複して実施する団体

2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設

3 所在地欄が2段書になっている場合、上段は団体が管理する施設の所在地、下段は団体の所在地を指す。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

監査実施箇所数	42箇所
指摘等の箇所数	8箇所 (19.0%)

(イ) 件数

指摘等の区分（件数）					
指摘	注意	指導	意見	指導（検討）	計
	2	11		1	14

(注)「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」の区分は、資料（64ページ）を参照してください。

なお、単純かつ影響の少ないミス等について出される「指導」、「指導（検討）」は、件数のみ公表しています。

イ 指摘等の内容

(ア) 注意（2件）

a 財務会計（2件）

- ・ 事業報告及び決算の理事会承認漏れ（公益社団法人 静岡県農業振興公社）
- ・ 投資有価証券の不適切な運用、評価及び取得（一般財団法人 静岡県青少年会館）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和元年度に注意等（14件）を行った8団体から、改善の措置状況の報告書が提出され、注意に係る報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成 30 年度静岡県一般会計及び 12 特別会計

イ 審査の期間

令和元年 7 月 22 日から令和元年 8 月 30 日まで

ウ 審査の結果

平成 30 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

<p>a 健全な財政運営の堅持について</p>	<p>歳入決算額は、主に県税や県債発行の減により、一般会計で前年度に比べ 2.9%減少した。県税の決算額は、4,838 億 4,000 万円余であり、輸出関連業種を中心とした企業収益の改善に伴い、法人二税が前年度に比べ 106 億 9,000 万円余（対前年度比 7.8%）増加したことなどにより、最終予算額 4,836 億円に対し、2 億 4,000 万円余増となった。</p> <p>また、前年度決算額 4,989 億 8,000 万円余に対しては、3.0%、151 億 3,000 万円余の減少であり、これは、政令市への税源移譲の影響により、個人県民税が 261 億 5,000 万円余（同△17.4%）減少したことなどによるものである。</p> <p>県債は 1,648 億 8,190 万円、前年度決算額 1,798 億 9,700 万円に対し、150 億 1,510 万円の減少となった。これは、減収補填債（特例分）の発行減等によるものである。</p> <p>歳出決算額では、義務的経費については、前年度と比べ扶助費が 4.2%増加し、歳出全体に占める構成比が 9.7%となり、0.6 ポイント増加した。義務的経費全体では 0.6%の増加となり、歳出全体に占める構成比は 1.8 ポイント増の 50.8%となった。</p> <p>投資的経費については、前年度から 3.1%の増加となったが、これは普通建設事業費が 1.9%増加となったことなどによるものである。</p> <p>また、新総合計画である静岡県の新ビジョンを推進する財源となる“ふじのくにづくり推進基金”積立金が皆減したこと等により、その他経費は前年度より 10.0%減少し、歳出に占める構成比も 34.0%と、2.7 ポイント減少した。</p> <p>次に、一般会計の県債残高についてであるが、新ビジョンの目標に設定している通常債の残高は、1 兆 5,667 億 3,900 万円余となり、前年度末より 250 億 8,800 万円余減少し、着実に残高の縮減が図られている一方で、臨時財政対策債の残高は 1 兆 1,353 億 7,400 万円余となり、前年度末より 346 億 700 万円余増加した。</p> <p>また、県の財政構造を示す 7 つの指標を見ると、義務的経費比率、経常収支比率など、前年に比べて悪化している指標はあるものの、一般財源等比率は前年度に比べて改善し、実質公債費比率も前年の水準を維持し、目標数値を達成している。将来負担比率についても、前年度から悪化はしているが目標数値の範囲内である。</p> <p>さらに、財源不足への対応に活用可能な基金現在高は、平成 30 年度決算後時点で 404 億円となり、前年度の 353 億円より増加している。</p> <p>以上の要素を勘案すると、県の財政状況は前年よりも健全化しており、新ビジョンに掲げる財政調整用の基金に頼らない収支均衡の財政運営の目標達成に向け、着実に進捗していると評価する。</p> <p>一方で、県人口が減少する中で少子高齢化は一段と加速しており、今後も社会保障関係費等の大幅な増加も当然のことながら見込まれる。加えて、地方消費税率引上げに伴い一般財源総</p>
-------------------------	---

	<p>額の増加が見込まれるものの、最近の世界経済の動向を鑑みれば、税収増がいつまで継続するかは不透明である。</p> <p>また、国から元利償還金の財源保障があり実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、臨時財政対策債の残高が1兆1,300億円を超え、全体の県債残高の41%を占めるまでに累増している。</p> <p>新たにスタートした令和の時代においても、健全な財政運営を堅持し、今後の財政運営の考え方である「収支が均衡した財政運営」の実現に向けて、引き続き歳入歳出の改革を進め、従来の取組以上に歳入の確保や歳出の見直しを推進するとともに、将来にわたって安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた改革と償還財源の別枠での確保について、国に対してあらゆる機会を活用して強力に働きかけられたい。</p>
<p>b 収入未済額の縮減への取組について</p>	<p>収入未済額から徴収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額が、平成22年度の205億6,785万2千円から減少に転じ、平成30年度には95億2,964万5千円と半分以下にまで縮減していることについて、その取組は評価できる。県税関係、県税関係以外のそれぞれの状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県税関係 <p>県税に税外収入の加算金を加えた実収入未済額は53億9,767万円余となり、前年度に比べ15.9%、10億2,266万円余の減少となった。そのうち9億8,425万円余の減少は個人県民税が占めており、平成24年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の徹底など、取組の強化に努めてきた成果が現れたものと考えられる。</p> <p>また、個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、平成24年度以降の上記取組による滞納繰越額の減少もあって、年々上昇してきたが、平成30年度は、政令市への税源移譲の影響により、前年度と同率の95.6%であった。これにより平成24年度以降、徐々に上がっていた全国順位も、前年度の37位から39位へと順位を落している。県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、まだ工夫の余地があると思われるので、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。</p> • 県税関係以外 <p>平成30年度の実収入未済額は41億3,196万円余で、前年度に比べ、0.1%、227万円余の増加となった。</p> <p>未済額の主なものは、1件が13億円を超えるものがあるなど合計で約18億9,310万円余となっている中小企業高度化資金貸付事業等特別会計に係る貸付金償還金、平成25年度に発生した、愛鷹山麓での不法投棄に係る7億4,238万円余の産業廃棄物原状回復代執行費用返納金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、県営住宅に係る公営住宅使用料、生活保護費返還金等である。</p> <p>県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。平成30年度においては、29年度に改定した県債権管理マニュアルの活用、債権回収の外部委託対象の拡大等の取組により、実収入未済額が縮減している債権もある一方で、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護費返還金など、新規未収金の発生により実収入未済額が増加しているものもあることから、引き続き収入未済の縮減・解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努力されたい。</p>
<p>c 事業繰越の縮減について</p>	<p>翌年度への繰越の状況は、一般会計で585億334万円8千円、前年度比120.8%と増加した。特別会計については15億7,010万1千円で、前年度比95.3%と減少している。また、一般会計では、平成30年度に相次いで発生した自然災害の影響により、資機材の調達ができず年度内の完了困難となったことによるもの1件13億4,788万8千円の事故繰越が発生している。</p>

	<p>平成 30 年度の明許繰越の内訳としては、通常分が資機材の不足による工事の遅れや用地取得の遅れなどにより、繰越額が前年度に比べ 45 億 7,051 万円余増加し、また、追加分（国補正や災害発生に伴う事業の繰越）も国の経済対策等に伴う国補正事業の増加により 42 億 9,310 万円余増加している。</p> <p>事業効果を早期に発揮できるよう、関係機関等との十分な調整を行うなど、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り、繰越額の縮減に努められたい。</p>
d 不用額について	<p>歳出予算における不用額は、一般会計では、113 億 3,068 万円で、前年度比 82.0%、24 億 9,340 万 5 千円の減少となっている。また、特別会計では、65 億 1,719 万 6 千円で、前年度比 401.7%、48 億 9,493 万 2 千円の増加となっている。</p> <p>一般会計の内訳の中で減少している主なものは、道路関係国庫補助事業費、現年補助災害土木復旧費や所得割交付金などである。</p> <p>一方、経営体育成支援事業費助成、子ども・子育て支援給付費負担金など、事業費の確定や実績に伴うものについて、不用額が増加している。</p> <p>また、特別会計の内訳で増加している主なものは、平成 30 年度に新設された国民健康保険事業特別会計などである。</p> <p>平成 30 年度の一般会計における不用額は、前年度を下回った。財政の健全化を推進し財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、引き続き、効率的な予算執行に努められたい。</p>
e 財務会計事務等の適正な執行について	<p>平成 30 年度定期監査等においては、職場内秩序を乱す行為（暴言）の発生など 26 件を監査結果として一番重い「指摘」としたほか、職員住宅貸付料の調定漏れ、収入印紙の貼付額誤り等 56 件を「注意」とした。監査結果は、指導、意見等を含めると全体で 255 件、前年度に比べ 27 件の増加となっている。</p> <p>このうち、財務会計に関わるものは、55 件であり、前年度より 13 件減少している。</p> <p>出納局では目的や対象者別に区分を設けて研修を実施するなど、財務会計事務に携わる職員の資質向上に努めており、財務会計に関する監査結果の件数の減少は取組の成果と言えるが、毎年のように発生する事務処理ミスに対しては、担当者の資質向上とともに、事務の適正な執行を確保する体制づくりが重要である。</p> <p>今後も正確な会計事務の大切さを認識したうえで、職場内の実効性のあるチェック機能の強化はもとより、制度や仕組みの再点検を行うなど、適正な会計事務の執行に努められたい。</p>
f 財産管理等について	<p>財産管理に係る事務については、「指摘」となるような重大な誤りはなかったが、研究用備品を亡失し「注意」となった案件が発生したほか、財産台帳の除却漏れ、材料品受払簿の未作成などの、事務処理上の不適切な事例が散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。</p> <p>一方で、県では、平成 25 年度にファシリティマネジメントの実施方針を作成し、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の 4 本柱により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用する取組を行っている。とりわけ、未利用財産の売却については、平成 20 年度から 5 年ごとに売却計画を策定し未利用地の売却を進めてきている。平成 30 年度を計画初年度とする「県有財産の売却計画」においては、5 か年で 55 億 6,500 万円余の売却を進めていくこととし、平成 30 年度は、10 億 6,900 万円余を売却し、売却計画に対する達成率は 19.2%であった。未利用財産は境界確定の状況などにより売却時期が変動したり、計画外であっても新たに売却が可能となることもあるため、毎年度、最新の売却対象を整理した上で、今後も計画的かつ積極的に売却を進め、「総量適正化」を推進されたい。</p> <p>さらに、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」についても、引き続き、積極的に取り組まれたい。</p>

(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

- 平成 30 年度静岡県工業用水道事業
- 平成 30 年度静岡県水道事業
- 平成 30 年度静岡県地域振興整備事業
- 平成 30 年度静岡県立静岡がんセンター事業

イ 審査の期間

令和元年 7 月 22 日から令和元年 8 月 30 日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか 3 事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、平成 31 年 3 月 31 日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

エ 審査の意見

a 工業用水道事業	<p>工業用水道事業は、当年度純利益が前年度比 3,270 万 5 千円 (11.1%) の増益となったが、固定資産売却による特別利益を除いた経常損益では前年度比 2 億 2,113 万円 (95.8%) の減益となり、経営状況は厳しいものとなっている。</p> <p>工業用水道別に見ると、7 工業用水道のうち赤字基調であった中遠、西遠及び湖西を含む 4 工業用水道で当年度純損益が前年度より改善している一方で、黒字基調であった富士川及び東駿河湾工業用水道事業では純利益が前年度より減少している。特に、経常収益の半分を担っている東駿河湾工業用水道事業では、大口受水企業の利用廃止等による給水収益の減少により昭和 55 年度以来の赤字となった。</p> <p>今後、経済情勢の変化や節水技術の向上等により、中長期的には給水収益の減少が見込まれることに加え、老朽化する施設等の大規模な更新に莫大な費用を要するなど、さらに厳しい経営状況が見込まれる。</p> <p>このような状況の中、平成 29 年度に「水道施設更新マスタープラン」に基づく「第 5 期長期修繕・改良計画」、及びそれを踏まえた平成 30 年度から 10 年間の経営の基本計画である「経営戦略 (第 4 期中期経営計画)」を策定している。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口受水企業の利用廃止等により経営状況が一層厳しさを増しているため、「経営戦略 (第 4 期中期経営計画)」に基づいて、経費削減や新規需要開拓等の取組を計画的に行い、将来に亘る経営の健全化に努められたい。 ・ 工業用水の安定供給や地震等による災害の軽減に資するよう、「第 5 期長期修繕・改良計画」や「第 3 期耐震計画」に基づき、施設更新や耐震化を実施しているが、引き続き計画的かつ効率的に実施されたい。
b 水道事業	<p>水道事業は、当年度純利益が前年度比 1 億 611 万 5 千円 (8.6%) の減益となった。3 水道事業すべてにおいて黒字経営を維持しているものの、給水量は前年度と比較して 110 万 1 千立方メートル (1.4%) 減少している。</p> <p>また、今後、施設や設備の更新時期を迎えることから、費用の増加が見込まれる。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒字経営が安定して継続しているが、今後、人口減少等の影響による水需要の低下や管路等施設の大規模更新を行うにあたっての費用の増加が見込まれている。 <p>このことから、「経営戦略 (第 4 期中期経営計画)」に基づいて経費削減に取り組み、将来に亘る健全経営の維持に努められたい。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業は、県民の生活に密着した重要なライフラインであり、近年、全国的に大きな災害が発生している中で、ライフラインの確保や早期復旧はきわめて重要なテーマとなっている。 <p>このことから、「第5期長期修繕・改良計画」や「第3期耐震計画」に基づいて、施設の更新や耐震化を計画的に進めるとともに、災害や事故に強い体制の維持に努められたい。</p>
c 地域振興整備事業	<p>地域振興整備事業は、レディーメード方式による「富士山麓フロンティアパーク 小山」については8区画のうち4区画の分譲が完了し、オーダーメード方式による「長泉南一色」、「清水町久米田」及び「森中川下」についてはすべて分譲が完了した。これにより、土地売却がなく赤字であった前年度と比較して当年度純利益は6億261万5千円の増益となった。</p> <p>平成29年度から着手したセミ・オーダーメード方式による「藤枝高田」については、造成工事に着手し計画に沿って進捗している。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「富士山麓フロンティアパーク 小山」については、早期完売へ向けた取組をより一層強化されたい。 着手している事業については、関連する市町と連携し、計画に沿った事業の推進に努められたい。また、新たな工業用地の開発についても、関連する市町と連携し、企業等のニーズを把握し的確に対応されたい。
d 静岡がんセンター事業	<p>静岡がんセンターは、本県がん対策の中核を担う高度がん専門医療機関として、平成14年9月に313床で開院した。現在まで段階的に増床を重ねた結果、平成29年度に607床となり、615床の全床開棟まで残り8床となっている。</p> <p>また、平成30年度の経営状況は、病院事業については利益を生じたが、研究所事業の損失を補うまでには至らなかった。結果として全体で1億2千6百万円余の純損失が生じ、未処理欠損金も増加している。</p> <p>こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の病院事業の純利益は、前年度から改善した。しかし、研究所事業の損失を含めた全体では損失が継続しており、当年度未処理欠損金が35億円余となっている。未処理欠損金の解消には、病院事業の一層の収益向上が望まれる。新公立病院改革プランに掲げた数値目標の一部が達成できていないため、経営戦略会議等による点検・評価を行い、更に効率的な病院経営に取り組まれたい。 過年度未収金は、前年度に比べ3,727千円余減少しているが、1億1百万円余と多額である。引き続き、新たな収入未済の発生防止と早期回収に努められたい。 平成30年度の稼働病床数は607床であり、残る8床はGICUである。全床開棟に向けて、手術数の増加に必要な麻酔科医師等、配置定数に対して不足している医師の確保対策に努められたい。

(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県立美術館博物館建設基金

イ 審査の期間

令和元年7月22日から令和元年8月30日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の期間

令和元年8月16日から令和元年8月30日まで

ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	平成30年度 健全化判断比率	平成29年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.4%	13.4%	25%	35%
将来負担比率	240.2%	238.4%	400%	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

エ 審査の意見

実質公債費比率	平成30年度の実質公債費比率は13.4%で早期健全化基準（25%）未満であり、前年度実績（13.4%）と同様である。 今後も公債費の縮減等により財政負担のより一層の軽減に努められたい。
将来負担比率	平成30年度の将来負担比率は240.2%で早期健全化基準（400%）未満であるが、前年度実績（238.4%）に比べ1.8ポイント悪化している。 また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆2,758億8,675万5千円と多額で、前年度に比べ403億7,550万3千円増加しているため、将来、財政を圧迫することがないように、地方債などの将来負担額の適正な管理に努められたい。

(参 考)

【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業特別会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

令和元年8月16日から令和元年8月30日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

平成30年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。

区分		公営企業会計名	平成30年度 資金不足比率	平成29年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
	静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—		
	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—	
法非 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県流域下水道事業特別会計	—	—	
	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

エ 審査の意見

平成30年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

(参 考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

8 例月出納検査

(1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（静岡県一般会計及び特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<令和元年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	26	31	28	31	30	30	31	29	27	31	28	30

イ 実施方法

書面検査により実施しています。

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士の一部を委託して実施しています。

（令和元年度は、普通会計等と静岡がんセンター事業会計の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

令和元年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

9 住民監査請求に基づく監査

(1) 監査実施状況

年度	区分	前年度からの繰越	受付	却下	受理				翌年度への繰越
						勧告	棄却	却下	
平成27年度		0	1		1		1		0
平成28年度		0	3		2		1	1	1(注1)
平成29年度		1	3		4		4		0
平成30年度		0	2		2		2		0
令和元年度		0	2	1(注2)	1		1		0

(注1) 平成29年3月下旬に受付したため、受理等の判断は翌年度へ繰り越した。

(注2) 地方自治法で定められた住民監査請求の要件（請求内容が県の財務会計行為である等）を満たしていなかったため、監査を実施しなかった。

(2) 監査の結果（令和元年度）

請求年月日	令和元年5月9日	請求者	桜井建男
監査の対象	静岡県職員への給与等の支給		
監査対象機関	人事課、スポーツ振興課		
請求の概要	<p>静岡県スポーツ振興課長A（当時、以下「A」という。）は、静岡県バスケットボール協会（以下「協会」という。）への調査の中で、同会の財務担当者に事情聴取を行ったにもかかわらず、事情聴取を行っていないとの事実と反した虚偽の公文書を作成し、静岡県代表監査委員に提出した。</p> <p>請求人はこの件に関して、虚偽公文書作成罪及び同行使罪を犯したと疑うに足りるものとして、平成30年2月7日に静岡中央警察署に告発状を提出したが、静岡地方検察庁の検事が不起訴処分を行ったため、これを不服として静岡検察審査会（以下「審査会」という。）に審査を申し立てたところ、審査会は当該不起訴処分が不当であると議決した。しかしながら、平成31年3月29日静岡地方検察庁の検事は、嫌疑不十分として再度の不起訴処分を行った。</p> <p>Aが協会の財務担当者に事情聴取を行ったのは明らかであり、本来は審査会の議決にあるとおり起訴されて然るべきであった。審査会が不起訴不当の議決をした平成30年12月18日から遅くない時点で、県は当該職員を懲戒処分にすべきであったのに、懲戒処分をせずに漫然と給与等を払い続けて県に損害を与えている。当該職員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める。</p>		
監査の結果と通知日	棄却（令和元年7月4日）		
結果の概要	<p>ア A氏に懲戒処分を行っていないことについて合理性が認められる。</p> <p>懲戒権者である知事は、A氏に対して懲戒処分を行っていない。</p> <p>その判断は、①当該文書の作成及び静岡県代表監査委員への提出に関して、請求人及び請求人代理人は、A氏を虚偽公文書作成・同行使の容疑で刑事告発したが、検察官が2度にわたり嫌疑不十分として不起訴処分を行い、A氏は刑事上の責任を問われておらず、監査対象機関は地方公務員法で定める懲戒処分を行う前提となる非違行為の事実を確認できていない、②当該職員が非違行為の事実を認めておらず、懲戒権者も非違行為の事実の挙証に至らない場合において、懲戒処分を行った前例はないことによる。</p> <p>地方公務員法第27条第1項では、すべて職員の懲戒については公正でなければならないとされ、同条第3項ではこの法律に定める場合でなければ懲戒処分を受けることがないと規定されている。</p> <p>職員に対して懲戒処分をすべきかどうかについては、懲戒権者の裁量に任されており、当該処分については職員に科される制裁であることから、その慎重な判断の下で実施されることは当然のことである。懲戒権者が非違行為の事実を確認できない段階で公務員に懲戒処分を科すことは、同法が規定する職員の懲戒における公正の原則に反し、処分権の濫用となる。</p> <p>したがって、現時点において、A氏に懲戒処分を行っていないことについては、同法の規定に沿うものであり、合理性が認められる。</p>		

イ 懲戒処分を受けていないA氏に給与条例に基づき給与の支給を行うことは当然であり、「違法若しくは不当な公金」の支出はしていない。

職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第5条第7項では、「任命権者は、…給料表により、職員に給料を支給しなければならない。」と規定されているため、懲戒権者から懲戒処分を受けていないA氏に対し、同条例に基づく給料等を支給することは当然のことであり、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」には該当しない。

ウ 「違法若しくは不当な公金」の支出はしていないため、不当利得返還請求権及び損害賠償請求権は存在せず「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。

懲戒処分を受けていないA氏に給与条例に基づく給料等の支払いを行うことは、違法若しくは不当な公金の支出ではない。A氏は給料等を不当に取得していないため、県には不当利得返還請求権及び損害賠償請求権は存在しない。よって、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。

10 令和元年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（18箇所20件）

ア 文化・観光部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
文化政策課	令和元年9月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	窃盗事件の発生
3 内容	文化政策課の非常勤職員は、平成30年12月に静岡市内の書店において雑誌2冊から付録の腕時計とバッグ、計2,000円相当を盗んだ容疑で、平成31年2月に逮捕された。
【措置の内容】	
<p>事案の発生を受け、平成31年2月19日に文化・観光部長から部内全職員に向けてメールを送信し、綱紀粛正の徹底を図っています。また、臨時・非常勤職員を対象として、改めてコンプライアンス意識の徹底を図るための研修を平成31年2月21日に実施しました。</p> <p>今後も、このような事態が二度と起こらないよう、コンプライアンスに関する全庁的な取組のほか、部内で任用する臨時・非常勤職員に対し、採用直後に実施している研修を充実させる等、コンプライアンス意識を高める取組を実施していきます。</p>	

イ 健康福祉部（3箇所3件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部健康福祉センター	令和2年3月4日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	交通加害事故（人身事故等）の多発
3 内容	平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が8件発生していた。
【措置の内容】	
<p>職員の交通安全意識の高揚と運転技術の向上を図るため、次の交通安全対策を実施しています。</p> <p>1 毎月開催する定例部・課長会議において、静岡県安全運転管理協会が発行する月刊誌「安全運転管理しずおか」に掲載されている記事を利用して、副安全運転管理者である総務課長が「危険予測トレーニング」や季節ごとの注意のポイントを解説し、各課長から課員に説明や資料回覧することで、職員全体の交通安全意識の高揚を図っています。</p> <p>また、当月に免許証の有効期限が切れる職員に対して、総務課長から該当職員に免許更新の手続きについて確認しています。</p> <p>2 所内で発生した事故の状況等を職員に周知し、運転する際の注意点や対策の共有化を図っています。</p> <p>3 年度当初に携帯用の「交通事故発生時対応マニュアル」を全職員に配布しました。</p> <p>4 年度当初の定例部・課長会議において、安全運転管理協会がホームページで提供している運転適性シートを配布し、各課長から課員に配布してもらい、各自の運転時の心理や行動をチェックさせ、各職員にあった運転上の注意事項を再認識させ、自己の運転特性を知り、交通安全に努めるよう啓発しています。</p> <p>5 また、JAFがホームページで公開している各種のトレーニングを学べるようインターネットに接続している共用端末のデスクトップにアイコンを置いて、昼休み等に活用するようにしています。</p> <p>6 令和元年度からは四半期ごとに公用車の運転回数と事故率を出して、運転機会が多く、事故を起こしていない上位10人を所長から表彰しており、第1四半期は交通事故が発生しませんでした。</p> <p>7 各種講習会（東部出納室主催の交通安全研修会、沼津土木事務所が主催する交通安全研修会等）への参加や職員ポータル上の交通安全研修の受講を奨励しています。特に公用車で交通事故を起こした職員に対しては、受講を義務付ける等しています。</p> <p>8 公用車で出張する職員に対しての安全運転の声掛け、積雪予報時の公用車出張予定者への注意喚起を行っています。</p> <p>9 東部出納室や支所等に配備されているアルコール検知器により、飲酒運転防止の徹底を図っています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
西部健康福祉センター	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 公然わいせつ事件の発生</p> <p>3 内容 西部健康福祉センターの職員は、平成31年3月、藤枝市青葉町の歩道上で、自身の下半身を露出して通りかかった女性に見せ、藤枝警察署に公然わいせつの容疑で逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事件発生を受けて、所内全職員に対して、法律や社会のルールを遵守し、公私に関わらず県職員としての自覚を持ち、服務規律の厳正な保持に努めるとともに、自らの行動が県職員全体の信用に影響を与える可能性があることを意識して行動するよう指示しました。</p> <p>また、事件後速やかに共に同様の業務に携わっていた職員に対して個別にヒアリングを実施し、職員の心のケアに努めるとともに、6月のコンプライアンス推進月間に合わせて、所内全職員に対して個別にヒアリングを実施しました。</p> <p>懲戒処分発表後、本件について所内全職員へ伝達し、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。また、悩み事等があるときは、所属長等へいつでも相談して欲しい旨を伝えました。</p> <p>今後も引き続き、毎月の所内連絡会等において、コンプライアンス意識の徹底のため注意喚起を行い、風通しの良い職場作りに努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康福祉部、機関名非公表	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通違反（著しい速度超過）の発生及び報告懈怠</p> <p>3 内容 健康福祉部の課長級の職員は、令和元年5月に公務外において交通違反（著しい速度超過）を犯し、当該違反について所属への報告を怠っていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該局では、日頃から局を挙げて、交通三悪（飲酒運転、著しい速度超過、無免許運転）の撲滅や交通事故防止の注意喚起に取り組んでおりましたが、今回の交通違反等の発生を受け、直ちに、交通違反を起こした職員に嚴重注意をするとともに、臨時課長会議を開催し、綱紀の厳正保持の徹底を全所属に通知したところです。</p> <p>特に本件の場合、交通違反により検挙されたにもかかわらず、所属への報告を怠っていたことは重大な懈怠であることから、改めて職員一人ひとりに「ひとたび違反や交通事故を起こしてしまった場合は、速やかに所属に報告すること」を確認しました。</p> <p>今後も、あらゆる機会を捉えて、交通規範の遵守と交通安全の徹底、特に自らの意思で防止できる交通事犯は絶対に起こさないことに加え、公務上、公務外を問わず、万が一重大な交通違反を犯した場合には速やかに所属長に報告することを繰り返し注意喚起し、再発防止に取り組めます。</p>	

ウ 経済産業部（1箇所2件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部農林事務所	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した建設工事において、第三者事故（物損）が3件、工事等関係者事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>西部農林事務所では、工事現場のパトロールや工事安全講習会などにより、工事受注者に対し安全管理意識の徹底を図ってきました。</p> <p>平成30年度、第三者事故は、管理設工事等の掘削作業中に既設水道管を破損したものが2件、車両による物損事故が1件あり、いずれも、不注意が原因であります。工事等関係者事故は、立木の伐採作業に係るものが2件、落石によるものが1件あり、作業員や現場代理人の安全管理意識が不十分だったことによるものと考えられます。</p> <p>事故後、直ちに当所が所管する工事受注者を対象に、事務所担当監督員より文書、口頭で注意喚起を行いました。また、管理設工事等は対策として試掘数を増やすよう指示し、工事関係者事故の対策は当所発注工事の現場代理人を対象に事故現場等で安全講習会を開催し、安全確保に向けた意識の徹底を図りました。</p> <p>さらに、令和元年度は、労働基準監督署・建設業協会との合同工事安全パトロールを3回、工事検査監による抜き打ちの建設工事安全パトロールを7回と、例年以上に実施回数を増やし指導を強化しております。</p> <p>今後は、現場に合致したきめ細かい対策を講じるとともに、従来以上に、工事着手前にKY活動、新規入場者教育の強化を徹底するよう業者を指導し、工事故の未然防止に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（著しい速度超過）の発生</p> <p>3 内 容 令和元年度に、公務外における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 今回の交通違反（著しい速度超過）を起こした職員に対して、所長から厳重に注意しました。さらに他の交通事故や交通違反が発生の都度、所長から交通事故や交通違反を起こした職員に対し厳重に注意しています。また、所内「交通安全会管理委員会」を通じて全職員に交通事故や交通違反の詳細を説明し、注意喚起を行ってきたところです。今回の交通違反は公務外の休日に発生したのですが、同様の措置を講じ、職員に対し、再発防止の注意喚起を再び行いました。</p> <p>2 当事務所では毎月、所内「交通安全会管理委員会」にて交通事故や交通違反防止のための情報を共有するとともに、次のとおり、さまざまな機会を通じて職員の交通安全意識の徹底を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内交通安全標語コンクールの実施 ・ 始業時にコンクールで投票の多かった交通安全標語優秀作品の唱和及び所内への掲示 ・ 「交通事故発生時の対応手順」の全職員への配付 ・ 公用車運転時のヒヤリ・ハット体験を交通安全マップにシール貼付 ・ 公用車運転時のヒヤリ・ハット体験や危険予測をまとめ、管内警察署へ情報提供 ・ 浜松総合庁舎及び北遠総合庁舎安全運転管理者主催の交通安全講習会への参加（臨時職員・非常勤職員を含む。） ・ セーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」への全職員の参加 ・ 経済産業部内で発生した交通事故の内容と注意事項のメール送信による注意喚起 ・ 知事部局及び教育委員会で懲戒処分となった交通事故や交通違反についてメール送信による注意喚起 <p>今後も交通事故再発防止のため、これらの取組を継続し、さらに職員の交通安全意識を高めるとともに、安全運転を徹底します。</p>	

エ 交通基盤部（5箇所6件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
道路企画課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 政令市への「地震・津波対策促進費交付金」交付額の算定誤り</p> <p>3 内 容 法人事業税の超過課税収入を原資として県が政令市に交付している「地震・津波対策促進費交付金」について、算定誤りにより平成27年度から29年度に両市に支払った交付金が過少となっていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>算定誤りの原因は、交付要綱で定めている交付額算定に用いる様式に、別の集計表から転記する際、誤って転記していたものです。このため、再発防止策として、平成30年12月に交付要綱を改正し、交付額算定に用いる様式を同様の誤りが確実に生じない様式に改善しました。</p> <p>また、交付額の算定作業では新しい様式を用いるとともに、これまでチェックを行ってきた道路局の職員に加えて、管理局（現政策管理局）の職員もチェックを行い、交付額を算定しています。</p> <p>両政令市に対しましては、平成30年11月に本案件について説明、謝罪をし、平成27年度から平成29年度分の交付不足額については、平成31年2月定例会で補正予算を計上し、平成30年度分の交付額と合わせ、平成31年3月に両政令市に交付しました。</p> <p>今後も、これらの対策により、算定誤りの再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
砂防課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 窃盗事件の発生</p> <p>3 内 容 砂防課の職員は、令和元年6月、電車内において、座席に置かれていた女性のバッグを自分のリュックサックの中に入れて車両を移動したところを男性に咎められ、窃盗の容疑で逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の事案発生直後には、臨時の局長会議を開催し、部長から各局長に対して、公務員としての自覚及び倫理意識の徹底について、厳しく指示しました。</p> <p>また、交通基盤部長名で「職員の倫理意識の徹底について」を通知し、公務外においても県職員として高い倫理観を持つよう、部内に周知しました。特に今回の事件が、飲酒後に発生したものであることから、飲酒した場合でも公務員として節度ある行動を行うよう強く呼びかけました。</p> <p>交通基盤部では、コンプライアンス意識の徹底のため、幹事職員と出先機関職員との意見交換会の実施、コンプライアンス推進月間における検定の実施や各所属での意見交換など、年間を通して不祥事根絶を目指した取組を進めています。</p> <p>当該職員の懲戒処分後においても、改めて「綱紀の厳正保持の徹底について」を通知し、飲酒後の節度ある行動やアルコール問題に関する相談窓口（ストレス・カウンセリング等）の積極的な活用について周知しました。</p> <p>今後も、コンプライアンス意識の徹底のため、県で作成している「コンプライアンス通信」の活用、各所属での意見交換会や部内研修等を実施し、県民の信頼回復を図るべく、綱紀粛正の徹底、倫理意識の徹底に努めてまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
熱海土木事務所	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 委託業務報告書の未徴収（同様事案の再発）</p> <p>3 内容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成30年度伊東港プレジャーボート係留施設等管理業務委託において、受託者から委託業務処理状況報告書等を徴収していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年度伊東港プレジャーボート係留施設の管理に関する業務委託（係留施設の巡視等）に係る月次報告書、業務終了後の実績報告書及び収支報告書（以下「報告書」という。）を委託先から徴収していませんでした。</p> <p>これは、担当者が委託先から毎月提出される巡視日誌を月次報告書と勘違いしたこと、委託費を前払いしたため業務終了後の実績報告書や収支報告書が提出されたかどうかの確認を失念したこと、及び契約書で定めたとおりに報告書が提出されたかどうかの確認が不十分であったことが原因です。</p> <p>また、平成30年度に行われた監査において、網代漁港のプレジャーボート係留施設指定管理業務に係る月次報告書が未徴収であることについて指導を受け、是正を行いました。指導内容について班内で十分共有できていなかったため、伊東港についても報告書の未徴収が発生し、網代港と同様の指摘を受けたものです。</p> <p>今後、報告書の未徴収を起さないための対応は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務委託提出書類チェック表について、委託業務契約書で定めた時期に上記の報告書が提出されているか確認できるように様式を変更した。 2 委託先から報告書の提出があった際には、必要な提出書類が確認できるように委託契約書の写しを添付して受理の決裁を受けることとした。 3 業務終了後は報告書の未提出がないか、用地管理課長が最終確認を実施する。 4 契約締結時に管理班長及び担当者が、委託先の課長及び担当者と契約内容を相互に確認する。 5 熱海港、伊東港及び網代漁港の3港のプレジャーボート係留施設等管理業務の定型的管理事務について、「いつ何をするのか」が見えるよう、年間スケジュールを図表で作成し、課内全員で事務の意義や手順等を共有化する。 <p>今後も、毎月班内で年間スケジュールの進捗、事務処理の漏れや遅れのチェックを行います。また、担当者が代わっても指摘のあった内容は確実に引継ぎを行い、同じことを繰り返さないよう努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津土木事務所	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内容 平成30年度から令和元年度に実施した建設工事等において、第三者事故（人身及び物損）が9件、工事関係者事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで事故防止対策として、主に工事事故防止行動計画の実施、安全パトロール、安全講習会、事故情報資料や事故防止パンフレットの提供等により受注者に対する指導を行ってきました。</p> <p>しかしながら、平成30年度から令和元年度にかけて建設工事等事故が12件発生したことから、さらなる事故防止に向けて、令和2年1月7日に次のとおり、各団体において、今後の事故防止対策を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 沼津土木事務所建設工事等安全管理推進委員会（所内の課長級以上等が委員） 事故発生状況と安全パトロールの実績について確認を行い、原則複数の職員による月1回の安全パトロールの徹底について確認しました。 沼津及び三島建設業協会 沼津土木事務所建設工事等安全管理推進委員会代表者と沼津及び三島建設業協会安全委員会代表者による意見交換会を開催し、「ハザードマップの見える化（どこがあぶないか、何をしてはいけないか、何に気を付けなければならないかの明示等）」と「ハザードマップをKY（危険予知）活動に利用する等事故防止につながる活用方法を周知する」ことを確認しました。 <p>今後は、新たな事故防止対策についても建設業協会と連携し、効果的な事故防止対策の検討を継続的に行いながら、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に引き続き努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通加害事故（人身事故等）の多発</p> <p>3 内容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が6件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該交通加害事故の発生後、直ちに、所長に報告し、事故を起こした職員及び同乗者がいる場合は同乗者も含め厳重に注意するとともに、課長・支所長会議において、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。</p> <p>6件の交通加害事故は、狭い場所を通過するときや出庫するとき、また、駐車や転回等の後退時に起きた事故であり、運転者の不注意や確認不足が事故の原因でした。</p> <p>これまで、職員の交通安全意識や運転技術の向上を目的として、東部総合庁舎で開催する交通安全研修会や安全運転実技講習会の積極的な受講、セーフティチャレンジ150への全職員参加、交通安全スローガンや交通事故ゼロボードの掲示、全職員による交通安全宣言などの取組や、例月の課長・支所長会議での具体事例を交えた注意喚起、職員あての各種メールに交通安全に関する一文を付け加え交通事故防止を呼び掛ける取組を実施してきたところですが、それに加え、令和元年11月に交通安全のノウハウを持つ保険会社から講師の派遣を受け、事務所職員を対象とした独自の安全運転講習会を開催し、人間の視覚の限界を理解した上での事故防止に向けた方策について情報共有を図りました。</p> <p>今後も、常日頃から繰り返し職員の交通安全に対する意識啓発を図ることで、すべての職員の交通安全意識の持続に努め、交通加害事故防止に一層取り組みます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	令和元年9月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
3 内 容	平成30年度から令和元年度にかけて実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が7件、工事等の関係者事故（人身）が1件発生していた。
【措置の内容】	
<p>袋井土木事務所では、平成30年度から令和元年度にかけて、第三者事故7件、工事等の関係者事故1件と、第三者事故等が多発していますが、第三者事故等防止に向けて、プロジェクトに取り組んでいます。</p> <p>具体的には、平成28年度より「袋井土木事務所工事事故撲滅プロジェクト」を実施し、他に先駆け「ハザードマップ」や「チェックリスト」の作成を「工事事故防止に関する特記仕様書」に明記するとともに、事故発生の状況や再発防止対策等を記載した「工事事故対策通信」を毎月発行し、土木事務所内への掲示や受注者に配布を行い、各現場の安全対策の徹底や官民一体となった安全意識の高揚に努めてきました。</p> <p>これらの取組は、平成30年8月策定された「工事事故防止行動計画」として、全県の工事事故防止対策として取り組んでいます。</p> <p>また、各現場の抜き打ち安全パトロールの毎月1回以上の実施を目標に、平成30年度には92回、延べ423か所の抜き打ちパトロールを実施し、例年工事事故が多く発生する傾向にあった第4四半期における工事事故の発生を防ぐことができました。令和元年度の上半期においては、42回、145か所の抜き打ちパトロールを実施しています。</p> <p>これらにより、過去3年間の事故発生件数も、徐々にではありますが減少傾向となってきたことから、これらの事故防止対策を引き続き実施するとともに、工事に携わるすべての関係者が安全意識を持ち、安全に対する取組が徹底されているかを、段階確認時やパトロール時に確認・指導を行い、工事事故防止に努めます。</p>	

オ 出納局（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
会計課	令和元年9月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	交通違反（著しい速度超過）の発生
3 内 容	平成30年度に、公務外における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。
【措置の内容】	
<p>当該職員に対しては、交通違反の報告を受け、速やかに所属長が面談し、自らの意思で完全に防止できる飲酒運転、著しい速度超過、無免許運転のいわゆる交通三悪は絶対に起こさないよう強く指導しました。</p> <p>また、所属全職員に対しても、人事評価における面談等の機会を捉え、所属長から個別に交通安全の徹底を指導しました。</p> <p>さらに、出納局全体の再発防止策として、平成30年8月に臨時所属長会議を開催し、夏季休暇取得の時期でもあり外出の機会が増えることを踏まえ、改めて交通事故並びに交通三悪を起こさないよう強く注意喚起しました。</p> <p>なお、発生直後のみならず、出納局内の幹部職員会議において、毎回各所属長に対して、機会あるごとに交通安全を各所属職員に呼び掛けるよう指示しているほか、交通安全県民運動の機会を捉えた経営管理部通知の周知徹底などにより、交通事故並びに交通三悪を起こさないよう繰り返し強く注意喚起しております。</p> <p>今後も、様々な機会を捉えて、交通安全の取組をきめ細かく進めてまいります。</p>	

カ 企業局（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
西部事務所	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通加害事故（人身事故等）の多発</p> <p>3 内容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が5件発生していた。</p> <p>【措置の内容】</p> <p>事故を起こした職員に対して所属長から嚴重注意と指導を行いました。また、定例の課長会で所属長から各課長等に対し、交通安全の徹底と交通事故防止について全職員への指導を指示しました。</p> <p>また、職員の交通安全意識の向上を図るため、全ての職員を対象とした交通安全ビデオの視聴による交通安全講習会を実施しました。その他、企業局全体の取組として平成30年11月に「交通安全1人1宣言」を実施し、平成31年3月には職員参加型交通安全講習会を実施しました。</p> <p>今後も、交通事故防止対策や交通安全対策に取り組み、一層の交通安全意識の向上を図り、再発防止に努めます。</p>	

キ 教育委員会（5箇所5件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
掛川東高等学校	令和元年6月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 自家用車の不適切な公務使用による加害事故の発生</p> <p>3 内容 平成30年8月、男性教諭は部活動の引率に当たり、自家用車への生徒の同乗は認められていないにもかかわらず生徒を同乗させた。また、その際、宿泊先の駐車場で乗車しようと車両の傍らにいた女子生徒の右足に後輪を乗りあげ、怪我を負わせた。</p> <p>【措置の内容】</p> <p>1 当該加害事故の発生後、校長から当該職員に対して、嚴重注意及び事故防止について指導するとともに生徒の自家用車の同乗禁止の徹底を図りました。</p> <p>2 平成30年8月28日、職員会議において、校長から今回の事故の概要を伝え、交通事故再発防止に関する注意喚起及び緊急等の場合を除いて生徒を自家用車に同乗させないことの再確認を行いました。</p> <p>3 平成30年9月以降の職員会議においても、県教委のコンプライアンス通信「信頼にこたえる」や「教職員交通安全ニュース」等を活用し、教育公務員としての自覚を促し、安全運転に関する意識の高揚を図るなど、継続的な指導を行いました。</p> <p>4 人事評価面談などの機会を捉えて、個別に交通安全意識について確認しました。</p> <p>5 平成31年4月26日、職員会議において、新年度にあたり改めて県の通知に基づき、生徒を自家用車に乗せることは厳に慎むことのコンプライアンスの徹底を図りました。</p> <p>6 令和元年5月29日、職員会議において、平成29年度及び平成30年度に本校で交通加害事故が発生していることに触れ、交通事故再発防止に関する注意喚起及び県教委の事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の活用徹底の継続を指示しました。</p> <p>7 令和元年6月27日、朝の打合せにおいて、校長から監査結果の通知内容を報告し、指摘事項等が県民に公表されることを受け、改めて生徒の自家用車同乗禁止及び交通事故再発防止の注意喚起を行いました。</p> <p>8 令和元年7月19日、静岡県県庁より交通安全課職員を講師に招いて、「交通における危機管理について」の職員研修を実施しました。車を運転する上での、運転開始前、運転時、事故後の措置における注意点について、警察官の立場から過去の事故例や検挙例をあげて、具体的に説明していただき、危機管理に対する意識付けを深め、改めて交通事故防止に向けた職員の決意を促しました。</p> <p>9 「e-ラーニング」について、毎月の配信があった都度、朝の打合せ等で管理職から受講を促し、安全運転への意識を持続、向上できるよう取り組んでいます。受講率は「e-ラーニング」開始以来、毎月100%を維持しています。</p> <p>10 平成30年8月から行ってきた、職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す、無事故メーターを今年度も継続し、交通加害事故防止の決意と、日々の交通安全に対する意識の向上及び継続化を図っています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
袋井商業高等学校	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 生徒の個人情報の紛失（同一年度連続発生）</p> <p>3 内容 袋井商業高等学校の教諭は、平成31年4月、既に卒業した生徒を含む最大426人分の成績基礎データ等の個人情報を許可なく保存した私物のUSBメモリーを学校内で紛失した。 さらに、同年9月にも他の非常勤講師が、担当する2学級64人分の課題テスト成績及び検定結果を許可なく保存した私物のUSBメモリーを学校内で紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 今回の件は当該職員の個人情報取扱いに関する意識及び知識が希薄であったことに起因することから、紛失した職員に対しては、校長から厳重に注意するとともに、個人情報の適切な取扱いについてあらためて指導を行いました。</p> <p>2 全校生徒に対し、校長から状況を説明し、謝罪しました。また全保護者に宛てて文書にて状況説明と謝罪を伝えました。</p> <p>3 2度目の紛失直後の令和元年9月に校内に再発防止検討委員会を新たに組織し、再発防止策の検討、取組を行っています。</p> <p>（1）個人所有USBメモリー使用の完全撤廃 学校所有のUSBメモリーについて貸出規定を整備し、校内で使用する場合も管理職の決裁を受け、使用することを徹底しています。</p> <p>（2）県教育委員会教育政策課情報化推進室職員による研修の実施 令和元年10月7日（月）情報資産の分類等についての研修を実施しました。当日受講できなかった職員にも録画による研修を行い、非常勤を含む全職員の知識及び意識の向上に努めました。</p> <p>（3）職員室机等の施錠徹底 職員の机、個人情報を含む媒体を保管する書庫等の鍵を再確認、整備し、施錠の徹底を行っています。</p> <p>4 継続的注意喚起の実施 職員会議、朝の打合せ等機会のある度に管理職から呼びかけを行っています。今後も全職員が高い意識を持続し、事故防止につながるよう取り組んでまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
富士特別支援学校	令和元年12月5日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	交通加害事故（人身事故等）の多発
3 内容	平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が5件発生していた。
【措置の内容】	
<p>校長から、該当職員へ嚴重注意と指導を行いました。</p> <p>事故の分析をしたところ、事故を起こした職員の年齢は20代から30代で、採用から3年までの職員としての経験の浅い者がほとんどでした。また、5件のうち通勤途上が4件でした。</p> <p>この内容を踏まえ、職員に対し以下の対策を講じています。</p>	
1 職員への注意喚起と意識改革	
<p>(1) 交通事故発生翌日の朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事故の概況説明をし、事故防止の注意喚起をしました。</p> <p>(2) 令和元年7月には、通勤経路や学校周辺の危険個所の確認や安全運転のコツなどをグループで話し合う研修を行いました。出された意見を職員室に掲示して共通理解を図りました。</p> <p>(3) 令和元年8月には、150日間の自動車運転の無事故・無違反を目指す「チャレンジラリー150」に全職員が参加しました。また、交通事故が何日起きていないかを示す無事故メーターを設置し、事故防止の意識啓発を行っています。</p> <p>(4) 令和元年12月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して自己分析を行いました。その上で安全運転自己目標を立て、机上に掲示して意識の向上を図っています。</p> <p>(5) 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のためのプログラム）の配信があった都度、朝の打ち合わせ等で副校長から受講を指導しました。</p>	
2 今後の防止策	
<p>(1) 令和2年度の職員会議でも、校長から職員に交通事故及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。また、関係機関から提供される交通安全に関する情報を学校掲示板等を利用してタイムリーに伝えていきます。</p> <p>(2) 交通事故の分析結果を踏まえ、採用3年目までの職員を対象にした交通安全研修を実施し、安全運転への意識向上を図ります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月4日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	教員の不適切な行為による生徒負傷事案の発生
3 内容	東部の県立高等学校の教諭は、令和元年5月、高校の校門前の通学路となっている坂道で、悪ふざけのつもりで、同校の男子生徒1人に詰め寄り、腕をつかんで振り回した後、胸のあたりを押して、通学路横の急斜面に突き落とした。その結果、同生徒は7メートル程度転がり落ち、全治1か月程度の怪我を負った。
【措置の内容】	
<p>本事案が発覚後、校長が当該教諭に対して状況確認をし、継続的に指導、研修を実施することで、本人に反省と自覚を促しました。また、被害者生徒の心身のケアに努め、通常の学校生活に、早期に復帰できるようサポート体制を整えました。</p> <p>令和元年6月21日に、生徒集会及び保護者会を開催し、本件に関する説明と謝罪を行いました。設備面では、通学路の安全対策を強化し、転落防止用安全柵の設置を行いました。</p> <p>全職員に対しては、管理職から臨時職員会議等において本件に関する説明等を随時行いました。令和元年8月27日に本件をテーマに職員コンプライアンス研修を実施、令和元年9月27日の職員会議後に研修の振り返りを行いました。当該研修では、不祥事根絶に向けて職員間で意見交換を行い、特にチームで職務にあたることの大切さを再認識しました。</p> <p>また、令和元年10月25日には、県教育委員会から講師を招き、不祥事発生の現状と課題をテーマに不祥事根絶研修を実施しました。</p> <p>今後も、コンプライアンス研修の充実を図り、不祥事の再発防止を徹底していきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
西部の県立高等学校、校名は非公表	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内容 西部の県立高等学校の教諭は、平成30年6月頃から平成31年3月までの間、ホテル等において、顧問を務める部活動の部員である女子生徒1人に対し、複数回わいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回起きた不祥事を教職員全員で真摯に受け止め、二度と不祥事を起こさないよう職員全員で平成31年4月から再発防止に向け、次の4点に取り組んでいます。</p> <p>1 SNSでの教師と生徒との個人的なやりとりが今回の不祥事の発端でしたので、教職員と生徒との個人的なメール等のやりとりの禁止を徹底しました。加えて、各部活動等におけるSNS利用状況を調査し、厳格で透明性の高いルールを定め、遵守しています。</p> <p>2 毎月1回不祥事根絶研修会を行い、教職員の法令順守意識の向上を図っています。「少しぐらいなら大丈夫だろう」といった心の緩みが不祥事の原因となり得るため、万事ルールを厳守することを、研修会を通じて繰り返し訴えています。また、研修会では、グループ討論を導入し、教職員間で互いに相談しやすく話しやすい環境を整えています。</p> <p>3 対処すべき問題が発生したとき、教職員が一人で抱え込まないよう、複数の教職員（チーム）で情報を共有し、解決策を探り、バックアップしていく体制をつくりました。クラス正・副担任、学年集団、分掌集団、相談できる仲間の集団などのチームが、互いに支え合うような環境になりました。</p> <p>4 管理職が、これらの取組状況を常に検証しながら、管理職と教職員との面談や声掛けの機会を増やすなどし、教職員がストレスや困り感を抱いていれば、適切に指示を出して状況の改善に努めます。またスクールカウンセラー等の相談員にも協力をいただき、生徒のみならず教職員のメンタルヘルスの改善にも努めています。</p>	

ク 警察本部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
交通規制課	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 公安委員会の意思決定のない駐車禁止標識の設置</p> <p>3 内容 平成26年8月から平成30年8月までの間、公安委員会による駐車禁止規制の意思決定がされていない区域に駐車禁止標識を設置し、これにより交通取締りを行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件事案の原因は、交通規制に関する公安委員会の意思決定の取得手続において、警察署が警察本部への当該駐車禁止規制の上申を失念したまま、警察本部に対して道路標識の設置工事の上申を行ったことに加え、警察本部において、上申された工事が意思決定を欠くものであることの確認がなされていなかったことなどにあります。</p> <p>このため、警察署においては、公安委員会の意思決定に係る上申と道路標識等の工事に係る上申を同時に作成した上で警察本部へ送付するとともに、道路標識の設置等の際に当該交通規制の意思決定の内容や工事の設計どおりに行われているか確認するほか、警察本部においては、警察署からの上申が双方適正に作成されているか確認し、当該交通規制の意思決定に基づいて工事の発注を行うなど、再発防止に取り組んでおります。</p>	

(2) 随時監査（3箇所3件）

ア 教育委員会（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月27日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	わいせつ行為の発生
3 内容	東部の県立高等学校の教諭は、女子生徒1人に対し、平成28年11月から平成30年3月の間、ホテル等において、複数回わいせつ行為を行った。
【措置の内容】	
1 学校としての課題確認	令和元年11月21日夕方、臨時職員会議を開催し、校長から全職員に本事案の概要を説明し、次のような課題を確認しました。 <ul style="list-style-type: none">・ 今回の不祥事を教訓とし、改めて不祥事根絶への高い意識を保つこと。・ 教育活動における生徒との接し方（携帯電話等での私的なやり取り禁止など）や服務についての注意喚起の徹底・ 教職員間の意見交換や管理職等への相談のしやすい風通しの良い職場づくり
2 学校における再発防止対策	<ul style="list-style-type: none">・ 不祥事根絶研修の計画を県教育委員会と連携して見直し、教職員1人1人の意識に深く伝わる不祥事根絶の研修方法を検討するなど、その研修を定期的実践します。・ 職員による生徒との携帯電話でのやりとり、メール、SNSに関するアンケートを実施し、実態を調査した上で、禁止徹底を図ります。・ これまで口頭で行っていた懲戒処分の公表をNESパソコン上の校内掲示板に載せ、規範意識を高めます。・ また、生徒に対しても、あいさつ、マナー、ソーシャルメディア等の利用方法など、規範意識を高める指導の徹底に努めます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 児童買春・児童ポルノ禁止法違反行為及び盗撮行為の発生</p> <p>3 内容 東部の県立高等学校の教諭は、令和元年6月にSNSを利用して児童ポルノ（画像）を公然陳列したとして、令和元年11月に、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。 また、教育委員会の事情聴取に対し、令和元年10月に県内で2回盗撮を行ったことを認めた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本事案が発覚した翌日の朝の職員打合せ時に、校長から経緯を報告し、改めて不祥事根絶への意識を持つように指示しました。また、当該教諭が懲戒免職処分の申し渡しを受けた令和2年1月23日の午後、臨時職員会議を開催し、再度、校長から全教職員に対し、処分内容を伝えるとともに、モラル・不祥事根絶への高い意識を持つことを指示しました。</p> <p>さらに、当該教諭からの事情聴取及び学校内における若年層の教員への指導状況を再確認し、学校として、次のような課題を確認しました。</p> <p>（1）教員経験の浅い初任者等に対して、教員の本質的な仕事や資質を問う研修や時間の確保</p> <p>（2）不祥事根絶に係る研修等を身近な事として十分に捉えさせるような取組</p> <p>（3）年度当初面談等において、若手教員の悩みや相談を引き出せる組織づくり</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>（1）管理職における定期的な面談等の実施</p> <p>採用年数の浅い職員に対し、校長等の管理職が年度当初や学期末等の節目に、教育者としての資質向上、健全育成を図るための面談等を実施します。</p> <p>（2）カウンセリングの実施</p> <p>教育相談心理アドバイザーによるカウンセリングを活用し、初任者及び2年目の教員に年一回の受講を義務付けます。</p> <p>（3）メンターの設置</p> <p>教員の指導に関して中立的なメンターとなる職員を配置し、日常的な相談体制を整えます。</p> <p>（4）県教育委員会からの情報提供</p> <p>県教育委員会から情報提供される「懲戒処分の公表」や「コンプライアンス通信」等について管理職がその都度、職員に意識付けを行います。</p>	

イ 警察本部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
浜松中央警察署	令和元年9月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 特別公務員暴行陵虐事案の発生</p> <p>3 内容 浜松中央警察署の警察官は、令和元年5月、ストーカー事案の被害者である女性宅において警戒中、同女性に抱きつき、着衣の裾をまくり上げ、卑猥な言動をするなどのわいせつ行為をし、陵虐した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>（発生所属における措置）</p> <p>1 臨時訓示教養の実施 本件事案発生直後、全署員を対象とした署長による臨時訓示教養を実施し、職務倫理の基本の再認識や県民の信頼回復に努めることなどを指示しました。</p> <p>2 職務倫理小集団検討会の実施 署員を小集団に編成して職務倫理に関する検討会を行い、本件事案の発生原因や今後の再発防止策等について討議しました。</p> <p>3 幹部による若手職員の生活実態の確認 幹部防犯身察等を訪問して、居住する若手警察官の生活実態を確認しました。</p> <p>4 業務上の不適正事案と各種事故の防止対策の実施 本件事案の発生を受けて、署内全課において、職員一人ずつが、業務上生じ得る不適正事案の事例とその防止方を発表し、幹部防犯補足指導等を行いました。</p> <p>（警察本部における措置）</p> <p>警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <p>1 本部長通達の発出による注意喚起 「適正な職務執行の徹底について」により、単独で異性と接触する場合における具体的な指導の徹底を指示しました。</p> <p>2 本部長通達の発出による若手職員への指導の徹底 「若手警察職員への身上把握・指導の徹底について」により、採用5年未満の若手警察職員に対する指導教養の徹底を指示しました。</p> <p>3 首席監察官メモの発出による指導教養の喚起 警察本部各所属の次席以上に対して、非違事案防止教養の徹底を指導しました。</p> <p>4 首席監察官等による所属巡回指導 首席監察官等が各警察署を巡回し、所属長に対して身上把握・指導の徹底を具体的に指導しました。</p> <p>5 若手警察職員による非違事案防止検討会の開催 採用5年未満の若手警察職員を小グループに分けて招致し、非違事案の類型ごとに集団討論を行わせ、意識の向上を図りました。</p>	

第3 年度別の指摘等の状況一覧

(1) 総括表

年度	監査種別	実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘				注意			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
27	定期監査	465	183	290	1	1	25	27	24	10	58	92
	随時監査	7	2	2				0	2			2
	財援団体等	47	7	11				0	3			3
	計	519	192	303	1	1	25	27	29	10	58	97
28	定期監査	467	186	281			17	17	27	6	35	68
	随時監査	7	1	1			1	1				0
	財援団体等	47	19	30				0	12			12
	計	521	206	312	0	0	18	18	39	6	35	80
29	定期監査	470	160	215	1	3	18	22	13	8	26	47
	随時監査	12	4	5			3	3		1		1
	財援団体等	52	7	8				0	1			1
	計	534	171	228	1	3	21	25	14	9	26	49
30	定期監査	469	152	227		6	13	19	6	9	33	48
	随時監査	22	12	12			6	6		1	3	4
	財援団体等	45	13	16	1			1	4			4
	計	536	177	255	1	6	19	26	10	10	36	56
元	定期監査	467	138	198	2	3	15	20	6	12	35	53
	随時監査	22	7	7			3	3		1		1
	財援団体等	42	8	14				0	2			2
	計	531	153	219	2	3	18	23	8	13	35	56

指摘等件数内訳

指導				意見				指導（意見）/指導（検討） （注1）				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
83	18	36	137	1		25	26	5	3		8	114	32	144	290
			0				0				0	2	0	0	2
7			7				0	1			1	11	0	0	11
90	18	36	144	1	0	25	26	6	3	0	9	127	32	144	303
93	30	45	168			25	25	2		1	3	122	36	123	281
			0				0				0	0	0	1	1
15			15				0	3			3	30	0	0	30
108	30	45	183	0	0	25	25	5	0	1	6	152	36	124	312
53	25	47	125			21	21				0	67	36	112	215
1			1				0				0	1	1	3	5
6			6				0	1			1	8	0	0	8
60	25	47	132	0	0	21	21	1	0	0	1	76	37	115	228
49	36	47	132			21	21		1	6	7	55	52	120	227
	2		2				0				0	0	3	9	12
10			10				0	1			1	16	0	0	16
59	38	47	144	0	0	21	21	1	1	6	8	71	55	129	255
42	20	45	107			18	18				0	50	35	113	198
	3		3				0				0	0	4	3	7
11			11				0	1			1	14	0	0	14
53	23	45	121	0	0	18	18	1	0	0	1	64	39	116	219

1 平成27年度から「意見」に該当する事項で軽微なものは「指導（意見）」として区分し、平成28年度から「指導（意見）」は「指導（検討）」に名称を変更しました。

(2) 部局別内訳

部局	年度	27						部局	年度	28					
	区分(注1)	指摘	注意	指導	意見	指導(意見)	計		区分(注1)	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計
知事部局								知事直轄組織				1	1 (注3)		2
	危機管理部		1	3	3		7	危機管理部		1	2	3		6	
	経営管理部		11	4	2		17	経営管理部	1	4	14	1		20	
	企画広報部		1	2	2		5	政策企画部 (注2)			3	1		4	
	くらし・環境部		1		2		3	くらし・環境部	1	1	2	2		6	
	文化・観光部		1	2	2		5	文化・観光部		3	13	2		18	
	健康福祉部	3	11	16	3	4	37	健康福祉部	1	8	28	3	1	41	
	経済産業部	1	13	42	3	1	60	経済産業部	4	13	11	3		31	
	交通基盤部	5	15	22	3	2	47	交通基盤部	3	8	33	3	1	48	
	出納局			1	1		2	出納局			1	1		2	
	小計	9	54	92	21	7	183	小計	10	38	108	20	2	178	
企業局			2		1	3	企業局			2			2		
がんセンター局	1	1	2	2		6	がんセンター局		3	2			5		
議会事務局						0	議会事務局						0		
各種委員会事務局						0	各種委員会事務局						0		
教育委員会事務局、 教育機関	12	25	34	2		73	教育委員会事務局、 教育機関	6	23	44	3		76		
警察本部、警察署	5	12	7	1		25	警察本部、警察署	1	4	12	2	1	20		
計	27	92	137	26	8	290	計	17	68	168	25	3	281		
随時監査		2				2	随時監査	1					1		
財政的援助団体等		3	7		1	11	財政的援助団体等		12	15			3	30	
合計	27	97	144	26	9	303	合計	18	80	183	25	6	312		

(注)

- 平成27年度から「意見」に該当する事項で軽微なものは「指導(意見)」として区分し、平成28年度から「指導(意見)」は「指導(検討)」に名称を変更しました。
- 「政策企画部」については、知事直轄組織、経営管理部及び文化・観光部に業務を移管し廃止されました。
- 知事直轄組織と経営管理部に対する意見1件は、知事直轄組織に一括して計上しています。

29						30						元					
指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計
		5	2		7		1	2	1	1	5		1	2			3
	1	3	2		6	1	1	3	2		7			2	1		3
	1	8	1		10			5		2	7		4	3	1		8
	1	1	2		4			2	2		4			1	3		4
	2	4	2		8			2	4	1	7	1	1	1	2		5
2	3	14	3		22	2	5	9	3		19	3		11	2		16
1	10	14	3		28	1	6	26	3		36	2	7	18	2		29
7	12	21	3		43	6	10	27	4	1	48	6	9	24	4		43
					0		1	1			2	1					1
10	30	70	18	0	128	10	24	77	19	5	135	13	22	62	15	0	112
		1			1		3	5			8	1	2	1			4
	1				1		2				2		1				1
		1			1						0						0
	1	1			2	1					1						0
12	14	41	2		69	8	17	37	2	2	66	5	25	33	3		66
	1	11	1		13		2	13			15	1	3	11			15
22	47	125	21	0	215	19	48	132	21	7	227	20	53	107	18	0	198
3	1	1			5	6	4	2			12	3	1	3			7
	1	6		1	8	1	4	10		1	16		2	11		1	14
25	49	132	21	1	228	26	56	144	21	8	255	23	56	121	18	1	219

第4 監査業務のアウトソーシング

県民に信頼され、開かれた監査を推進するため、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を監査法人等に外部委託（アウトソーシング）しています。

本県では、全国に先駆け、平成14、15年度から試行的に実施し、平成16年度からは、毎年概ね業務の50%程度をアウトソーシングしています。

効果として、外部の者が監査業務に従事することにより透明性や独立性が確保されること、公認会計士の専門的知識等を活用した監査ができることなどが挙げられます。

1 令和元年度の監査実施状況

区 分		全対象箇所 A	アウトソーシング 対象箇所 B	元年度 実施率 B/A	(参考) 30年度 実施率
定期 監査	本 庁	215	118	54.9%	48.6%
	出先機関	252	121	48.0%	52.6%
小 計		467	239	51.2%	50.7%
財援団体等 の監査		42	31	73.8%	73.3%
計		509	270	53.0%	52.7%
例月出納検査		4会計 歳入歳出外現金 基金	2会計	—	—

2 令和元年度の指摘等の状況

区 分 (注1)	指摘等の件数 A (注2)	アウトソーシング による指摘等件数 B	元年度 実施率 B/A	(参考) 30年度 実施率
指 摘	20	0	—	—
注 意	55	3	5.5%	7.7%
指 導	118	19	16.1%	16.9%
意 見	18	0	—	—
指導（検討）	1	0	—	—
計	212	22	10.4%	11.5%

(注)

1 指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、資料（64ページ）を参照してください。

2 定期監査、財援団体等の監査による件数です。

第5 外部監査

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和元年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもったの誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

2 監査実施状況

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では経営管理部が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

＜令和元年度の実績＞

項目	内容
外部監査人	公認会計士 原田 俊輔
補助者	6名（公認会計士 加山 秀剛 外5名）
テーマ	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>日本の人口は、2008年に1億2,808万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2017年公表の国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（中位推計）では、2053年には1億人を割り、2065年には8,808万人になると推計されている。同様に、静岡県の人口も、2007年に379万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2060年には239万人になると推計されている。</p> <p>人口の減少は、国内需要の縮小と労働力人口の減少につながり、経済の活力を低下させ、生活全般に様々な影響を及ぼすことになる。静岡県においては、経済の停滞に伴い、財政が逼迫する可能性がある。そのため、静岡県では、2015年10月に「長期人口ビジョン」と「総合戦略」を策定し、2060年に300万人程度の人口を確保することを目指して、様々な施策を実施している。人口の減少の主たる要因とされる少子化については、安心して子どもを産み育てられる環境づくりなどの、子ども・子育て支援事業を実施している。</p> <p>当該事業は、県民にとって身近な内容であり、関心が高いものと考えられる。また、静岡県においても、厳しい財政状況の中、当該事業を継続して実施しており、重要度が高いと考えられる。</p> <p>上記を鑑み、子ども・子育て支援事業について、包括外部監査人の立場から、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
監査対象とする部局	子ども・子育て支援に関する事業を所管する部局（健康福祉部）
監査対象期間	原則として平成30年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）
監査実施期間	令和元年6月17日から令和2年3月31日まで

（注）包括外部監査の結果は、県公報（令和2年3月31日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に登載される予定です。

3 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

令和元年度の監査結果においては、「指摘」とされた項目はありません。

また、「意見」とされた項目のうち、主なものは以下のとおりです。

項目	内容
成果指標と活動指標について	<p>監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㊸成果指標がない」、「㊹活動指標がない」、「㊺成果指標及び活動指標が直接的ではない」ものが散見された。</p> <p>㊸㊹については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㊺については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業内容に照らし、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>特に、監査対象事業である「子ども・子育て支援事業」は公益性が高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>
補助金等に 係る消費税 及び地方消 費税に係る 仕入控除税 額について	<p>県の補助金事業では、それぞれの補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>監査対象事業の補助金事業について、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、「ふじのくに少子化突破戦略応援事業費（以下、「応援事業」という。）で、県への報告漏れが発見された。応援事業は県から市町を通じて民間事業者へ補助金を間接交付するケースであり、県は市町からの報告がないため、該当がないものと判断していた。</p> <p>県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町（及び県）への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>

4 年度別の実施状況

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
契約の締結	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
契約の金額	1,850万円を上限とする	同左	同左	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	山下和俊	内山昌美	同左	杉原賢一	同左	同左	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	浜松市	同左	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左	同左	浜松市
テーマ	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行	道路事業の事務の執行及び経営に係る事業の管理について	県営住宅の事務の執行について	静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
補助者(人数)	7人	4人	6人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	6人
公認会計士	5人	4人	5人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	5人
弁護士	1人	—	—	—	—	—	—	—	—	1人
上記以外	1人 (公認会計士試験合格者)	—	1人 (公認会計士協会準会員)	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H23.3.11	H24.3.30	H25.3.28	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19
結果の公表(公告日)	H23.3.31	H24.3.30	H25.3.29	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31
措置の公表(公告日)	H23.11.8	H24.11.9	H25.11.8	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2年度内

第6 監査の情報提供

本県では、監査基本方針に基づき、公正で透明性があり、県民の視点に立った監査を目指すため、以下のような取組を行っています。

<県公報による広報>

監査結果などについて、県公報に登載しています。

<ホームページによる広報>

監査結果などについては、県公報に加えて、ホームページにも掲載しています。

なお、監査年報は、ホームページでもご覧いただけます。

- 静岡県のホームページアドレス
<https://www.pref.shizuoka.jp/>
- 監査委員事務局のホームページアドレス
<https://www.pref.shizuoka.jp/kansa/index.html>

The screenshot shows the official website of Shizuoka Prefecture. The header includes the logo 'ふじのくに' and navigation links for '総合トップへ', '音声読み上げ', '文字サイズ・色合いの変更', and 'ふりがな表示'. A search bar is located in the top right. The main navigation bar contains links for 'ホーム', 'くらし・環境', '健康・福祉', '教育・文化', '産業・雇用', '交流・まちづくり', and '県政情報'. Below the navigation bar is a search box labeled 'サイト内検索' and a '検索' button. The main content area is titled '監査委員事務局' and includes a sub-header '組織別情報 > 監査委員事務局'. A sidebar on the left lists various departments: '知事直轄組織', '危機管理部', '経営管理部', 'くらし・環境部', 'スポーツ・文化観光部', '健康福祉部', '経済産業部', '交通整備部', '出納局', and '企業局'. The main content area features a 'トピックス' section with two items: '1. 監査委員制度の概要' and '2. 監査委員事務局の組織'. The page is updated as of April 1, 2022.

<監査結果の報道機関（県政記者クラブ）への情報提供>

平成22年度から、定期監査等の結果については、報道機関（県政記者クラブ）へ積極的かつ速やかに情報提供し、県民に対する説明責任を果たすとともに、より一層の監査の透明性を図っています。

資料 監査結果の「指摘」「注意」「意見」「指導（検討）」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ、県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査の結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査結果の指摘等の区分

指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、次のとおりです。

区分	内 容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	<p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p>
指導	<p>注意に掲げる事項に該当し、その程度が単純かつ影響の少ないミス等であるもの及びその他特に指導すべき事項は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>
意見	<p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。</p>
指導（検討）	<p>意見に該当する事項で、その内容が軽微である場合は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>

(注)「意見」に該当する事項で軽微なものは平成 27 年度から「指導（意見）」として区分し、平成 28 年度から「指導（意見）」は「指導（検討）」に名称を変更し、件数のみ公表しています。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

指摘等の結果に対しては3か月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、注意、指導、意見及び指導（検討）については、その改善の措置状況の把握に努めるとともに、次回の監査においてもその内容を確認します。

令和元年度版監査年報

令和2年8月 発行

静岡県監査委員事務局監査課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電 話 054-221-2927

e-mail kansaka@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kansa/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。